

昭和二十四年政令第二百九十五号

土地改良法施行令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）を実施するため、同法その他関係法律に基き、この政令を制定する。

（土地改良法の施行期日）

第一条 土地改良法（以下「法」という。）の施行期日は、昭和二十四年八月四日とする。

（あわせて一の土地改良事業として施行することを相当とする要件）

第一条の二 法第二項第一号の二以上の土地改良施設の新設又は変更をあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とする政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 当該二以上の土地改良施設の新設又は変更をあわせて一の土地改良事業として施行することにより、当該一の土地改良事業の施行に係る地域内の土地における農業經營の合理化に寄与することが明らかであること。

二 当該二以上の土地改良施設の新設又は変更のそれぞれの施行に係る地域がすべて重複する区域の面積が、当該一の土地改良事業の施行に係る地域の面積の三分の二以上であること。

三 法第二項第一号の区画整理、農用地の造成その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業を土地改良施設の新設又は変更（二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業で前項各号に掲げる要件に適合するものを含む。以下この項において同じ。）とあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とする政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 当該区画整理、農用地の造成その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業と当該土地改良施設の新設又は変更とをあわせて一の土地改良事業として施行することにより、当該一の土地改良事業の施行に係る地域内の土地における農業經營の合理化に寄与することが明らかであること。

二 当該区画整理、農用地の造成その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業の施行に係る地域と当該土地改良施設の新設又は変更の施行に係る地域とが重複する区域の面積が、当該一の土地改良事業の施行に係る地域の面積の三分の二以上であること。

三 当該区画整理、農用地の造成その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業のそれぞれの施行に係る地域と当該土地改良施設の新設又は変更の施行に係る地域とが重複する区域の面積が、それぞれ当該区画整理、農用地の造成その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業のそれぞれの施行に係る地域の面積の二分の一以上であること。

（土地改良事業に参加する資格の申出等）

第一条の三 法第三条第一項第二号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下この条から第一条の七までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

二 農業委員会は、前項の申出書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、その申出を承認するか否かを決定しなければならない。

三 農業委員会は、前項の規定により当該申出を承認することを決定したときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該申出に係る農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者に通知しなければならない。

四 農業委員会は、第二項の規定により当該申出を承認しないことを決定したときは、遅滞なく、その旨を当該申出をした者及び当該申出に係る農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者に通知しなければならない。

五 法第三条第一項第二号の規定による承認は、第三項の規定による公告があつたときにその効力を生ずる。

第一条の四 法第三条第一項第四号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会に提出しなければならない。

2 農業委員会は、前項の申出書を受理したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第一条の五 法第三条第二項の規定による申出には、前条の規定を準用する。

（一時耕作の場合の認定）

第一条の六 農業委員会は、法第三条第三項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る賃貸人又は貸主に通知しなければならない。

（農地中間管理機構の認定）

第一条の七 農業委員会は、法第三条第四項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

（土地改良長期計画）

第一条の八 法第四条の二第一項の土地改良長期計画は、五年を一期として定めるものとし、その改定は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。

（関係権利者全員の同意を要する土地）

第一条の九 法第五条第七項（法第四十八条第九項、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項及び第十項、第八十七条の二第二十項、第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める土地は、建築物の敷地、墓地、境内地その他の土地（土地改良施設の用に供されている土地その他のこれに準する土地で通常土地改良事業の施行に係る地域に含めることが相当と認められるものを除く。）とする。

（土地改良事業の施行に関する基本的な要件）

第二条 法第八条第四項第一号（法第三十条第五項、第四十八条第九項、第七十二条第五項、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める土地改良事業の施行に関する基本的な要件は、次に掲げるものとする。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域の土壤、水利その他の自然的、社会的及び経済的環境上、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資するためその事業を必要とすること。

二 当該土地改良事業の施行が技術的に可能であること。

三 当該土地改良事業の全ての効用がその全ての費用を償うこと。

四 当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者又は当該土地改良事業の施行により造成される埋立地若しくは干拓地につき農業を営むこととなる者が当該土地改良事業に要する費用について負担することとなる金額が、これらの者の農業經營の状況からみて相当と認められる負担能力の限度を超えることとならないこと。

五 当該土地改良事業が法第七条第四項に規定する土地改良事業である場合において、次に掲げる要件に該当すること。

イ 当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部が、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）に含まれてゐないこと。ただし、当該土地改良事業が農用地又は土地改良施設の災害復旧であるときその他当該土地改良事業を施行することがその施行に係る地域内における農業經營の状況、農用地の状況等からみて特に必要である場合として農林水産大臣と協議して定める場合に該当するものであるときは、この限りでない。

ロ 当該土地改良事業の計画のうち法第七条第四項の非農用地区域（その面積が農林水産大臣が定める面積に満たないものを除く。）における工事に関する事項に係る部分が、農林水産大臣が定める技術的基準に適合していること。

- ハ 当該土地改良事業の計画が、議会の議決を経て定められた関係市町村の建設に関する基本構想に即するものであること。
- 六 当該土地改良事業が環境との調和に配慮したものであること。
- 七 当該土地改良事業が森林、運輸、発電その他に関する事業と競合する場合において、国民經濟の発展の見地からその土地改良事業の施行を相当とすること。
- (土地改良事業の遂行のための基礎的な要件)
- 第三条** 法第八条第四項第三号（法第三十条第五項、第四十八条第九項、第七十二条第五項、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、九次に掲げるものとする。
- 一 当該土地改良区において当該土地改良事業を適確に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあること。
- 二 当該土地改良区において当該土地改良事業の性質及び規模からみて必要と認められる技術者を確保する見込みがあること。
- 三 当該土地改良区の業務の執行及び会計の経理が適正に行われる見込みがあること。
- (行政不服審査法施行令の適用)
- 第四条** 法第九条第一項（法第四十八条第九項、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の異議の申出には、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）中審査請求に関する規定（同令第十七条を除く。以下同じ。）を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとす。
- 第五条から第四十六条まで** 削除
- 第四十七条** 土地改良区は、その組合員が法第三十六条の三第一項に規定する場合に該当したことにより、国又は地方公共団体に対して補助金等（国又は地方公共団体が当該土地改良区の施行について準用する場合を含む。）の異議の申出には、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）中審査請求に関する規定（同令第十七条を除く。以下同じ。）を準用する。この場合において、これらの規定による徴収金の徴収をすることができる。
- (特別徴収金)
- 第四十八条** 土地改良区は、法第三十八条の規定により、同条に規定する賦課金等、延滞金又は過怠金の徴収を市町村に委任する場合には、その徴収金額の百分の四をその市町村に交付しなければならない。
- (同意徴集手続を要しない土地改良事業の要件)
- 第四十八条の二** 法第四十八条第三項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。
- 一 当該土地改良事業の施行により、土地改良施設の管理を内容とする法第二条第二項第一号の事業（以下この条及び次条において「管理事業」という。）に係る土地改良事業計画について、次に掲げる変更を要することとならないこと。
- ロ 土地改良施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更（
イ その施行に係る地域の変更（法第六十六条の規定による地区からの除外に係るものを除く。）
イ ）と認められること。
- ロ 土地改良事業に要する費用
- （同意徴集手續を要することができる土地改良事業の要件）
- 第四十八条の三** 法第四十八条第五項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 当該土地改良事業の施行後、その施行に係る土地改良事業に要する費用
- （農業集落排水施設整備事業の施行に関する基本的な要件）
- 第四十八条の四** 法第五十二条第四項（法第五十三条の四第二項（法第九十六条及び第九十七条の四第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条及び第九十七条の四第一項において準用する場合を含む。）及び第九十六条において準用する（農業を営む者の生活上又は農業經營上必要な施設の要件）
- 第四十八条の五** 法第五十三条の三第一項第二号ロ（法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十九号）第八条第一項又は第九条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。）その他の地域の振興に関する地方公共団体の計画において種類、位置及び規模が定められている施設であることとする。
- (土地改良施設等の用に供する土地の取得者)
- 第四十八条の六** 法第五十三条の三第二項（法第五十三条の三の二第二項（法第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、国、市町村以外の地方公共団体、農事組合法人及び農業協同組合連合会その他の営利を目的としない法人とする。
- (仮清算金の徴収又は支払)
- 第四十八条の七** 土地改良区は、換地計画が定められており、かつ、当該換地計画に係る從前の土地のすべてについて先取特権、質権又は抵当権がない場合に限り、法第五十三条の八第三項の規定により仮清算金を徴収し又は支払うことができる。
- (裁定の対象とされない他用途施設)
- 第四十八条の八** 法第五十六条第三項の政令で定める他用途施設は、次に掲げる施設とする。
- 一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路
- 二 河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）が適用され、又は準用される河川
- 三 前号に掲げる河川以外の河川で都道府県が条例の規定により管理するもの
- (農業集落排水施設整備事業の施行に関する基本的な要件)
- 第四十八条の九** 法第五十七条の五第一号（法第五十七条の八において準用する場合を含む。）の政令で定める基本的な要件は、次に掲げるものとする。
- 一 当該農業集落排水施設整備事業を行う区域が、当該土地改良区の地区内にある土地及びこれに隣接し、又は近接する第一条の九に規定する土地（当該土地改良区の管理する農業用排水

以上の地積にわたる土地を受益地とするものに限る。)と併せてその事業を行うことにより、これらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化と国土資源の保全に相当の寄与をすることが明らかなもののうち、おおむね三百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの(以下同じ)。)に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な農業用道路の変更、暗渠排水又は整地であつて、第一号に掲げる事業(農業用排水施設の新設又は変更に限る。)と併せてその事業を行うことにより、これらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかなもの(うち、おおむね二百ヘクタール(現に農業用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とするものにあつてはおおむね百ヘクタール、北海道の区域内におけるため池の新設又は変更を目的とするものにあつてはおおむね五十ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの)

三 北海道の区域内において地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるもの)を除く。以

下同じ。)に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な農業用道路の変更、暗渠排水又は整地であつて、第一号に掲げる事業(農業用排水施設の新設又は変更に限る。)と併せてその事業を行うことにより、これらの土地改良

事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかなもの(うち、おおむね五百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの)

四 国営土地改良事業によつて生じた農業用排水施設(農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的なものに限る。)の更新のために行う当該農業用用排水施設の変更であつて、おおむね五百ヘクタール(田以外の農用地を受益地とする事業で、農林水産大臣が当該事業の工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものにあつては、おおむね三百ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

四の二 農用地の災害を防止するため必要なため池の変更であつて、前号に掲げる事業(おおむね五百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものに限る。)と併せてその事業を行うことにより、これらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化と国土資源の保全に相当の寄与をすることが明らかなもののうち、おおむね三百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

四の三 区画整理の事業(農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全に相当の寄与をすることが明らかな施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水の事業を当該区画整理と併せて行う場合にあつては、これらの事業を含む。)であつて、農地の収益性の向上及び効率的かつ安定的な農業経営を當み、又は當むと見込まれる者に対する農地の利用の集積に寄与するものとして農林水産大臣が定める基準に該当するもののうち、おおむね四百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

五 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、区画整理及び開畠(開発して畑とする)ことが適当な土地及び農地間の地目変換により畑とすることが適当な土地を受益地とするものに限る。以下この号において同じ。)を併せて行う事業又は区画整理及び開畠並びに次に掲げる事業のいずれかを併せて行う事業であつて、おおむね四百ヘクタール(区画整理又は開畠の施行に係る地域のうち農業を當む者以外の者の農業の体験の用に供する一団の農用地として工事を施行する土地であつて、当該施行に係る地域における農用地の効率的な利用を促進する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものを含むものにあつては、当該施行に係る地域がおおむね二百ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

イ 農業用排水施設で老朽化したため若しくは周辺地域の自然的・社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの変更又は当該農業用排水施設で老朽化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの補強にあつては、おおむね二百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

ロ 口池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

ハ 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設又は変更であつて、おおむね五ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

二 農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

六 農業用排水施設の新設又は変更であつて、前号に掲げる事業と併せてその事業を行うことにより、これらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかなもののうち、おおむね二百ヘクタール(現に農業用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とするものにあつてはおおむね百ヘクタール、北海道の区域内におけるため池の新設又は変更を目的とするものにあつてはおおむね五十ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの)

三 北海道の区域内におけるため池の新設又は変更を目的とするものにあつてはおおむね五百ヘクタール、北海道の区域内におけるため池の新設又は変更を目的とするものにあつてはおおむね五十ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの)

四 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により国が一体事業を行うべきことを申請する場合には、その一体事業を構成する土地改良施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業は、それぞれ前項各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

五 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が土地改良事業(次項から第十三項までに規定する計画に従つて行うもの及び一体事業を除く。)を行ふべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更であつて、おおむね二百ヘクタール(現に農業用排水施設の利益を受けない土地を受益地とする農業用排水施設の新設、管理若しくは変更(当該新設、管理又は変更に係る農業用排水施設の変更を含む。)を目的とするもの、開田を目的とするもの又は北海道の区域内における排水施設の新設若しくは変更を目的とするものにあつてはおおむね百ヘクタール、北海道の区域内におけるため池の新設又は変更を目的とするものにあつてはおおむね五十ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの)

二 第五十一条 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が土地改良事業(次項から第十三項までに規定する計画に従つて行うもの及び一体事業を除く。)を行ふべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更であつて、おおむね二百ヘクタール(現に農業用排水施設の利益を受けない土地を受益地とする農業用排水施設の新設、管理若しくは変更(当該新設、管理又は変更に係る農業用排水施設の変更を含む。)を目的とするもの、開田を目的とするもの又は北海道の区域内における排水施設の新設若しくは変更を目的とするものにあつてはおおむね二百ヘクタール、北海道の区域内におけるため池の新設又は変更を目的とするものにあつてはおおむね五十ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの)

二 第二条 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が土地改良事業(次項から第十三項までに規定する計画に従つて行うもの及び一体事業を除く。)を行ふべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更であつて、おおむね二百ヘクタール(現に農業用排水施設の利益を受けない土地を受益地とする農業用排水施設の新設、管理若しくは変更(当該新設、管理又は変更に係る農業用排水施設の変更を含む。)を目的とするもの、開田を目的とするもの又は北海道の区域内における排水施設の新設若しくは変更を目的とするものにあつてはおおむね二百ヘクタール、北海道の区域内におけるため池の新設又は変更を目的とするものにあつてはおおむね五十ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの)

二 農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更であつて、おおむね二百ヘクタール(現に農業用排水施設の利益を受けない土地を受益地とする農業用排水施設の新設、管理若しくは変更(当該新設、管理又は変更に係る農業用排水施設の変更を含む。)を目的とするものにあつてはおおむね五十ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの)

高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの。

一の五 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十二ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの（次に掲げるもののうち二以上に該当するものに限る。）

イ 老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止するため必要があるもの。

ロ 農用地の湛水を排除するため必要があるもの。

ハ 生活排水による農業用排水の汚染に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの。

二 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの。

一の六 米穀の生産の転換を図るために必要な農業用の排水施設の新設若しくは変更又はこれに附帯して施行することを相当とする農業用の用水施設の新設若しくは変更、区画整理、客土若しくは暗渠排水であつて、おおむね二十ヘクタール（離島の地域内において行うものにあつては、おおむね二十二ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

二 農業用道路の新設又は変更であつて、おおむね五十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

二の二 農用地の造成であつて、開発して農用地とすることが適当な土地（その土地の開発と併せ行う農用地間の地目変換により田以外の農用地とすることが適当な土地を含む。第五十条の二の六において同じ。）でおおむね四十ヘクタール以上の地積にわたるものを受けたもの。

二の三 農業用排水施設の新設又は変更であつて、前号に掲げる事業（開田及び開畠に限る。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの。

二の四 開田又は開畠であつて、第一号に掲げる事業（農業用排水施設の管理及び廃止を除く。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが適当な土地（その土地の開発と併せ行う農用地間の地目変換により畠とすることが適当な土地を含む。）でおおむね二百ヘクタール（現に農業用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とするもの又は開田を目的とするものにあつては、おおむね七十ヘクタール）以上

の地積にわたる土地を受益地とするもの。

二の五 開田又は開畠であつて、おおむね五十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

二の六 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの。

三 農用地の保全上必要な排水施設、階段工その他これに準ずる施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十二ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

四の二 農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理又は農用地の造成であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

四の三 農用地の灾害防止のため必要なダムの新設、廃止又は変更であつて、おおむね百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

三 農用地の灾害防止のため必要な堤の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十二ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

三の二 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の灾害防止のため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね五ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

四 農地の保全上必要な排水施設、階段工その他これに準ずる施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十二ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

四の二 農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理又は農用地の造成であつて、前号に掲げる事業（シラス、ボラ、コラ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵食を受けやすい性状の土壤で覆われている地域において行うものに限る。）と併せてその事業を行ふことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもののうち、農業用

用排水施設の新設又は変更にあつてはおおむね五十ヘクタール以上、区画整理又は農用地の造成にあつてはおおむね三十ヘクタール以上の地積（農林水産大臣がその施行後に導入される作物等を勘案して定める基準に該当するものにあつては、おおむね二十ヘクタール以上の地積）にわたる土地を受益地とするもの。

四の三 農業用排水施設、農業用道路又は土留工その他の施設の新設又は変更であつて、第四号に掲げる事業（農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に限る。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの。

四の四 農業用道路の変更、暗渠排水又は整地であつて、第四号に掲げる事業（農用地の湛水を排除するため必要な排水施設の変更で、農林水産大臣が水路網の分布状況等を勘案して定める基準に該当する地域において行うものに限る。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの。

五 農作物の冷害を防止するため必要なため池その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

五の二 区画整理であつて、おおむね六十ヘクタール（その施行後における農用地の区画の地積等を勘案して農用地の効率的な利用を促進する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するもの又は法第七条第四項に規定する土地改良事業であつて、法第八条第五項第三号に掲げる場合に該当し、かつ、引き続き農用地として利用されるべき土地の効率的な利用を確保する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものにあつては、おおむね二十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

五の三 区画整理であつて、第二号の二に掲げる事業と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもののうち、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

五の四 主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される農用地の改良若しくは集団化を目的として行う区画整理若しくは客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業又はこれらを併せ行う事業であつて、効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者の農業経営の改善を図る見地から農林水産大臣が定める基準に該当するもののうち、おおむね三十ヘクタール（北海道の区域内において行うものについては、おおむね二百ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

六 農用地の灾害復旧であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

七 農用地の保全又は利用上必要な施設の灾害復旧であつて、おおむね百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

七の二 カドミウム、硫黄、銅、浮遊物質等による農用地の土壤又はかんがい用排水の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な農業用排水施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は排土（以下「公害等防除事業」という。）であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

七の三 農業用排水施設その他の施設の新設若しくは変更又は区画整理であつて、前号に掲げる事業（農業用排水施設その他の施設の管理及び廃止を除く。）と併せてその事業を行ふことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもののうち、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

七の四 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要な農業用用排水施設、農業用道路その他の施設の新設、廃止若しくは変更（農業用道路があつては、変更に限る。）、客土、暗渠排水若しくは整地若しくはこれらのうち二以上を併せ行う事業又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされる農業用用排水施設の新設、廃止若しくは変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの）

七の五 農用地の土壤の侵食又は崩壊に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な農業用用排水施設、農業用道路若しくは土留工その他施設の新設、廃止若しくは変更（農業用道路があつては、変更に限る。）、暗渠排水若しくは整地又はこれらのうち二以上を併せ行う事業又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされる農業用用排水施設の新設、廃止若しくは変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの）

七の六 農業用用排水施設若しくは農業用道路の変更（農業用道路の変更にあつては、舗装のみを目的とするものに限る。）、客土又は暗渠排水であつて、次に掲げる事業のうち二以上を併せ行う事業と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの）

イ 第一号の三に掲げる事業（防災ダムの廃止又は変更に限る。）又は第三号に掲げる事業

ハ 第二号の三に掲げる事業

ニ 第三号の三に掲げる事業

ホ 第四号に掲げる事業のうち農用地の湛水を排除するため必要があるもの

ヘ 第七号の二に掲げる事業のうち生活排水による農業用用排水の汚染に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの

七の七 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う農業用用排水施設、農業用道路その他の施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成若しくは客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業又はこれらのうち二以上を併せ行う事業（次のいずれかに該当するものに限る。以下「特定地域基盤整備事業」という。）であつて、おおむね十ヘクタール（当該地域の農産物の生産、加工、流通又は販売のための施設その他の当該地域の特性に応じた農業の振興に資する施設を整備する事業（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）と併せて行うものにあつては、おおむね五ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

イ 現に耕作の目的に供されないと見込まれること又は当該地域における農地の地下水位の状況に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要なもの

ロ 農地の農業上の利用の増進及び農地の収益性の向上に寄与するものとして農林水産大臣が定める基準に該当するもの

七の八 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な農業用用排水施設、土留工その他の施設の新設、廃止若しくは変更、暗渠排水若しくは整地又はこれらのうち二以上を併せ行う事業（以下「特定地域農用地防災土地改良施設整備事業」という。）であつて、おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七の九 畑作物の生産の振興を図る見地から農林水産大臣が定める基準に該当する区域内において行う農業用の用水施設の変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

八 北海道の区域内にある農地につき行う客土であつて、おおむね二百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

九 北海道の区域内にある耕作に特に障害となる石れきの混入している農用地（農林水産大臣が石れきの混入の程度等を勘案して定める基準に該当するものに限る。）につき行う当該石れきの排除であつて、おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

十 客土であつて、第一号に掲げる事業（農業用用排水施設の管理及び廃止を除く。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもののうち、おおむね百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

十一 煙の改良又は集団化を目的として行う次に掲げる事業であつて、効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者の農業経営の改善を図る見地から農林水産大臣が定める基準に該当するもの

イ 農業用用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、区画整理若しくは客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、おおむね三十ヘクタール（樹園地を受益地とするものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

ロ 農用地の造成であつて、イに掲げる事業（客土、暗渠排水その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業を除く。）と併せて行われるもの

十二 能率的な農業の技術の導入その他の合理的な農業の生産方式の導入を行うため必要な次に掲げる事業を併せ行うもの

イ 区画整理であつて、おおむね二十ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものにては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

ロ 農業用用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業

十三 前各号に掲げる事業に附帯する土地改良事業

二 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が総合土地改良計画（二以上の土地改良事業を総合的かつ集中的に施行することによりその区域内における農業生産の選択的拡大及び農用地の利用の高度化に寄与することが明らかである地域についての当該二以上の土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、これらの土地改良事業に該当するものでなければならぬ。

一 農業用用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、客土若しくは暗渠排水又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、おおむね六十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

二 区画整理又は農用地の造成であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

三 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が農用地利用集積促進土地改良整備計画（区画整理若しくは暗渠排水を施行すること又は二以上の土地改良事業を総合的かつ集中的に施行することによりその区域内における農業生産を営み、又は當むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与することが明らかである地域についての当該区画整理若しくは暗渠排水若しくはこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業又は当該二以上の土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね二十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上となるものでなければならない。

一 区画整理又は暗渠排水

二 農業用用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は客土であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

三 農業用用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は客土のうち二以上を併せ行うもの

四 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が煙地帶農用地利用集積促進土地改良整備計画（煙の改良を目的とする農業用用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは営むと見込まれる者による農業用排水施設の新設若しくは廃止を除く。）と併せて行う事業

くは変更又は区画整理を施行することによりその区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与することが明らかである地域についての当該農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは区画整理又はこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。(以下同じ。)に従つて土地改良事業を行ふべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね二十ヘクタール(北海道の区域内において行うもの(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うもの又は樹園地を受益地とするものをお除く。))にあつてはおおむね百ヘクタール、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うもの(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものを除く。)にあつてはおおむね五ヘクタール以上となるものでなければならぬ。

一 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は区画整理

二 農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

三 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が農業用排水施設の新設若しくは変更又はこれに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。(以下同じ。)に従つて土地改良事業を行ふべきことを申請する

四 農業用排水施設若しくは農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業のうち二以上を併せて行う事業であつて、おおむね六十ヘクタール(農林水産大臣が地勢等の地理的条件を勘案して定める基準に該当する地域において行うものにあつてはおおむね二十ヘクタール、災害復旧に関する工事に伴い副次的に生ずる土石を利用して行うものにあつては、おおむね十ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

五 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業のうち二以上を併せて行う事業であつて、おおむね六十ヘクタール(農林水産大臣が地勢等の地理的条件を勘案して定める基準に該当する地域において行うものにあつてはおおむね二十ヘクタール、災害復旧に関する工事に伴い副次的に生ずる土石を利用して行うものにあつてはおおむね十ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

六 農業用排水施設の新設又は変更であって、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

七 農業用排水施設の新設若しくは変更、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。(以下同じ。)に従つて土地改良事業を行ふべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならぬ。

八 農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理、客土又は暗渠排水事業(客土及び暗渠排水を除く。)であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

九 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が遊休農地利用増進土地改良整備計画(現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地又は当該農地となるおそれがある農地が相当程度存在する地域におけるこれらの農地の農業上の利用の増進に寄与することが明らかである地域についての当該農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。(以下同じ。)に従つて土地改良事業を行ふべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものでなければならない。

十 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が農用地災害防止ため池整備計画(ため池が農用地の災害を防止するため必要な地域又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に因してため池が脆弱化したため決壊その他他の事故により災害が生ずるおそれがある地域におけるため池の廃止若しくは変更又は当該ため池に代わるため池の新設であつて、農業用排水施設の新設、廃止又は変更と併せてその事業を行ふことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の農用地の保全に寄与することが明らかである土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。(以下同じ。)に従つて土地改良事業を行ふべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業と併せて行われるものに該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね十ヘクタール以上となるものでなければならぬ。

十一 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が湛水被害総合対策計画(豪雨により著しい湛水被害が発生するおそれがある地域における農業

一 農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理、客土又は暗渠排水事業(客土及び暗渠排水を除く。)であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

二 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が特定地域土地改良整備計画(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、二以上の土地改良事業を総合的かつ集中的に施工することによりその区域内における農業経営の合理化に寄与することが明らかである地域についての当該二以上の土地改良事業又は当該区画整理若しくはこれに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。(以下同じ。)に従つて土地改良事業を行ふべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならぬ。

三 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業のうち二以上を併せて行う事業であつて、おおむね六十ヘクタール(農林水産大臣が地勢等の地理的条件を勘案して定める基準に該当する地域において行うものにあつてはおおむね二十ヘクタール、災害復旧に関する工事に伴い副次的に生ずる土石を利用して行うものにあつては、おおむね十ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

四 農業用排水施設若しくは農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業のうち二以上を併せて行う事業であつて、おおむね六十ヘクタール(農林水産大臣が地勢等の地理的条件を勘案して定める基準に該当する地域において行うものにあつてはおおむね二十ヘクタール、災害復旧に関する工事に伴い副次的に生ずる土石を利用して行うものにあつては、おおむね十ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

五 農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。(以下同じ。)に従つて土地改良事業を行ふべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならぬ。

六 農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理、客土又は暗渠排水事業(客土及び暗渠排水を除く。)であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

七 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が遊休農地利用増進土地改良整備計画(現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地又は当該農地となるおそれがある農地が相当程度存在する地域におけるこれらの農地の農業上の利用の増進に寄与することが明らかである地域についての当該農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。(以下同じ。)に従つて土地改良事業を行ふべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものでなければならない。

八 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が農用地災害防止ため池整備計画(ため池が農用地の災害を防止するため必要な地域又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に因してため池が脆弱化したため決壊その他他の事故により災害が生ずるおそれがある地域におけるため池の廃止若しくは変更又は当該ため池に代わるため池の新設であつて、農業用排水施設の新設、廃止又は変更と併せてその事業を行ふことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の農用地の保全に寄与することが明らかである土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。(以下同じ。)に従つて土地改良事業を行ふべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業と併せて行われるものに該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね十ヘクタール以上となるものでなければならぬ。

九 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が湛水被害総合対策計画(豪雨により著しい湛水被害が発生するおそれがある地域における農業

一 農業用排水施設の新設、廃止又は変更

二 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が湛水被害総合対策計画(豪雨により著しい湛水被害が発生するおそれがある地域における農業

		用用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、農業用道路の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の農用地の保全に寄与することが明らかである土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。)に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業を併せ行うものに該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね二十ヘクタール(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール)以上となるものでなければならない。
	12	一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更 二 農業用道路の新設、廃止若しくは保全のため必要な事業
	13	法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が低炭素排出土地改良施設整備計画(エネルギーの使用の合理化を図り、又は再生可能エネルギー源(水力、太陽光その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。)を利用して発電をすることにより二酸化炭素の排出量の抑制に資する農業用用排水施設の新設又は変更を施行することにより、その区域内における農業生産に要する費用が低減され、農業の生産性の向上に寄与することが明らかである地域についての当該農業用用排水施設の新設又は変更の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものを行なう。以下同じ。)に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、農業用用排水施設の新設又は変更であつて、おおむね百ヘクタール(田以外の農用地を受益地とするものにあつては、おおむね二十ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするものでなければならない。
	14	法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が農林地一体開発整備計画(土地改良事業及び造林又は林道の開設の事業を総合的かつ集中的に施行することによりその区域内における農業及び林業の一体的な振興に寄与することが明らかである地域についてのこれらの事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものを行なう。以下同じ。)に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならない。
	15	一 第一項第二号の二に掲げる事業 二 農業用用排水施設、農業用道路若しくは農用地の保全上必要な施設の新設若しくは変更又は区画整理であつて、前号に掲げる事業と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの
	16	法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が一体事業を行うべきことを申請する場合には、その一体事業を構成する土地改良施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業は、それぞれ第一項各号のいずれかに該当するものでなければならない。
	17	農林水産大臣は、第一項又は第四項の規定にかかるらず、次の表の上欄に掲げる地域について第一項第一号に規定する場所に農業用用排水地積(現に農業用用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とする場合におけるその地積に限る。)及び同項第十一号に奄美群島又は離島

		半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する地域をいう。以下同じ。)又は過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。))
		農林水産大臣が地震により防災ダム又はため池が決壊することによる災害の防止を図るためにある地域として定める地域
		(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)又は豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。)又は振兴山村であつて、農林水産大臣が過去一定年間における災害の発生の状況を勘査して定める基準に該当する地域
		台風常襲地帯(台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。)又は豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。)又は振興山村である、農林水産大臣が過去一定年間における災害の発生の状況を勘査して定める基準に該当する地域
		特殊土壤地帯(特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。)又は急傾斜地帯(農林水産大臣が土地の傾斜度を勘査して定める基準に該当する地域をいう。以下同じ。)
		農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施設等を整備する事業(農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。)併せて行う土地改良事業については、農林水産大臣は、第一項の規定にかかるらず、同項第一号、第二号、第一号の一、第三号、第四号、第五号の一及び第八号に規定する地積に代えてより小さい地積を指定することができます。(市町村特別申請事業に係る基幹的な土地改良施設)
		第五十条の二 法第八十五条の二第六項の政令で定める基幹的な土地改良施設は、次に掲げるものとする。
	1	一 農業用用排水施設であつて、その新設又は変更の施行に係る土地の地積がおおむね六千ヘクタール(現に農業用用排水施設の利益を受けていない土地をその施行に係る土地とするものにあつては、おおむね一千ヘクタール)以上であるもの 二 農業用道路であつて、その新設又は変更の施行に係る土地の地積がおおむね一千五百ヘクタール以上であるもの
	2	(土地改良区が申請すべき施設更新事業の要件)
		第五十条の二の二 法第八十五条の三第一項の規定により国が施設更新事業を行うべきことを申請する場合には、その施設更新事業は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
	1	一 当該施設更新事業の施行に係る地域の大部分が当該申請に係る土地改良区が現にその地区としている地域に該当すること。
	2	二 第四十九条第一項第一号から第四号の二までの規定に該当するものであること。
		法第八十五条の三第一項の規定により都道府県が施設更新事業を行うべきことを申請する場合には、その施設更新事業は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
	1	一 前項第一号に掲げる要件
	2	二 当該施設更新事業が総合土地改良計画、農用地利用集積地域土地改良整備計画、作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画、畑作物導入促進土地改良整備計画、農用地災害防止ため池整備計画、湛水被害総合対策計画又は低炭素排出土地改良施設整備計画に従つて行うもので

第三項又は第十七条の十三第一項若しくは第三項の規定により国が行うものを除く。)に係るもののは、当該都道府県知事が行うこととする。

(国営土地改良事業の負担金)
第五十二条 国営土地改良事業(法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業を除く。)につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、次に掲げる額(当該国営土地改良事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を加えるほか、当該国営土地改良事業につき同条第二項の農林水産省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額(国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)を加える。)とする。

一 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて行う国営土地改良事業、法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号

の事業及び法第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により国が行う事業については、次号から第四号までに掲げる事業を除き、当該事業に要する費用の額(当該事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)を除く。以下この項

では、当該消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該事業につき法第九十条第二項の農林水産省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額(国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)を除く。以下この項において同じ。)の百分の四十に相当する額を超えて、かつ、その百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

一の二 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第五号に掲げる事業(区画整理及び開畑に限る。)にあつては、当該事

業に要する費用の額の三分の一に相当する額

一の四 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第六号に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の額の六十分に相当する額を超えて、かつ、その百分の五十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

一の五 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第五号に掲げる事業(区画整理及び開畑を除く。)にあつては、当該事

業に要する費用の額の三分の一に相当する額

二 法第八十七条第一項第五号に掲げる事業(区画整理及び開畑を除く。)にあつては、当該事

業に要する費用の額の三分の一に相当する額

二の二 国営土地改良事業により生じた農業用排水施設の管理にあつては、当該事業に要する費用の額の百分の二十二・五に相当する額

二の三 次に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の額の三分の一に相当する額

イ 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第二号に掲げる事業

ロ 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第一号に掲げる事業であつて、イに掲げる事業と併せて行われるもの

二の四 次に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の額の三分の一に相当する額

イ 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第三号に掲げる事業

ロ 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第一号に掲げる事業であつて、イに掲げる事業と併せて行われるもの

二の五 次に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の額の三分の一に相当する額

イ 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第四号の二に掲げる事業

ロ 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第四号に掲げる事業であつて、イに掲げる事業と併せて行われるもの

三 農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第六項の申請により、又は法第八十七条の二第一項若しくは第八十七条の五第一項の規定により国が行うものにあつては、当該事業に要する費用の額の百分の三十五に相当する額(当該事業に要する費用の額が、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者の数(以下この号において「資格者数」という。)を八万円に乗じて得た額(以下この号において「基準額」という。)を超えて、資格者数を十五万円に乗じて得た額を超えない場合には、その基準額を超える部分の額の百分の十に相当する額に基準額の百分の三十五に相当する額を加えて得た額、資格者数を十五万円に乗じて得た額を超える場合においては、資格者数に七万円を乗じて得た額の百分の十に相当する額に基準額の百分の三十五に相当する額を加えて得た額)

三の二 津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業(以下「除塩事業」という。)で法第八十七条の五第一項の規定により国が行うものにあつては、当該事業に要する費用の額の百分の十に相当する額

四 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて行う一体事業にあつては、当該事業に要する費用の額の百分の六十に相当する額を超えて、かつ、その百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

五 法第八十五条の四第一項の申請によつて国が行う農用地造成事業にあつては、当該事業に要する費用の額の三分の一に相当する額

四 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて行う同項第一号の事業(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)により行うものその他国の所有に属する土地について行うものに限る。)につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、当該事業に要する費用(当該事業によつて造成される埋立地又は干拓地でその土地につき法第九十四条の八第三項又は第九十四条の八の二第三項の規定による配分通知書の交付があつたもの(以下「配分造成地」という。)の造成の事業に要する費用で農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものに限る。)の額の三分の一(当該埋立地又は干拓地の保全上必要な堤等の基幹的な土地改良施設の新設又は変更の工事で農林水産大臣の指定するものに係る費用に相当する部分に限り百分の三十)に相当する額とする。

三 前項に規定する事業が縮小された場合における当該事業につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、当該事業に要する費用の額と縮小後の当該事業が有する効用と同等の効用を有する法第八十七条の二第一項第一号の国営土地改良事業に要する推定の費用の額との差額のうち農林水産大臣が当該都道府県の知事と協議して定める額を加えて得た額とする。

4 北海道の区域内において行う国営土地改良事業についての第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第三号	百分の三十五	百分の十五
(国営土地改良事業の負担金についての都道府県の支払方法 第五十二条の一 前条第一項の負担金(次項及び第六項に規定)		

第五十二条の二 前条第一項の負担金（次項及び第六項に規定するものを除く。）は、次に掲げる方法により支払わせるものとする。ただし、当該国営土地改良事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合における当該消費税及び地方消費税に相当する額に応ずる負担金の部分については、国が消費税及び地方消費税を納めるべき各年度に応じて農林水産大臣の定める支払の方法により支払わせるものとする。

一 都道府県が法第九十条第二項の規定により当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある

(一)これらの者からの徴収金に代えて法第九十条第四項の規定により土地改良区から徴収する場合を含む。)におけるその徴収すべき金額に応する負担金又はその部分、都道府県が法第九十条第五項の規定により当該国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に当該負担金の全部又は一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応する負担金又はその部分及び都道府県が同条第九項の規定により当該国営土地改良事業によつて利益を受けた市町村に当該負担金の一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応する負担金の部分については、支払期間(据置期間を含む。)を十七年(前条第一項第一号の三及び第五号に掲げる事業に係るものにあつては、十五年)、据置期間を二年(前条第一項第一号の三及び第五号に掲げる事業に係るものにあつては、三年)、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率とする元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)又は当該都道府県の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法

第一項第三分の一 百分の三十

		字句とする。
第一項第一号の二	百分の四十に相当する額を超えず、かつ、その百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額	百分の十（小規模の農業用の用水施設の新設、廃止又は変更の工事で農林水産大臣の指定するものを含む事業にあつては、当該事業に要する費用の額のうち当該用水施設の工事に係る費用に相当する部分に限り百分の三十五）に相当する額
第一項第二三分の一	百分の二十五	

二 都道府県が法第九十条第二項の規定により当該国営土地改良事業に係る同項の農林水産省令で定める者から当該負担金の一部を徴収する場合におけるその徴収すべき金額に応ずる負担金の部分については、農林水産大臣の定める支払の方法

三 都道府県が当該負担金の全部又は一部につき法第九十条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定による徴収を行わず又は負担をさせない場合におけるその徴収を行わず又は負担をさせない金額に応ずる負担金又はその部分については、これを当該国営土地改良事業が施行される各年度に要する費用の額に応じて分割し、その分割部分について当該国営土地改良事業が施行される各年度に支払う方法

前条第一項の負担金で同項第二号の二及び第四号に掲げる事業に係るものは、農林水産大臣の定める支払の方法により支払わせるものとする。

前条第二項及び第三項の負担金は、次に掲げる方法により支払わせるものとする。

一 都道府県が法第九十条第二項の規定により当該国営土地改良事業に係る同項の農林水産省令で定める者から当該負担金の一部を徴収する場合におけるその徴収すべき金額に応ずる負担金の部分については、農林水産大臣の定める支払の方法

二 都道府県が法第九十条第三項の規定により同項に規定する土地を取得した者から当該負担金の全部又は一部を徴収する場合（その者からの徴収金に代えて同条第四項の規定により土地改良区から徴収する場合を含む。）におけるその徴収すべき金額に応ずる負担金又はその部分を都道府県が同条第五項の規定により当該国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に当該負担金の全部又は一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額又はその部分及び都道府県が同条第九項の規定により当該国営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に当該負担金の一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応ずる負担金又はその部分については、これを当該国営土地改良事業が施行される各年度に要する費用の額に応じて分割し、その分割部分について当該国営土地改良事業が施行される各年度に支払う方法

三 都道府県が当該負担金の全部又は一部につき法第九十条第二項、第三項、第四項、第五項又は第九項の規定による徴収を行わず又は負担をさせない場合におけるその徴収を行わず又は負担をさせない金額に応ずる負担金又はその部分については、これを当該国営土地改良事業が施行される各年度に要する費用の額に応じて分割し、その分割部分について当該国営土地改良事業が施行される各年度に支払う方法

第一項第一号の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請により、又は法第八十七条の二第一項若しくは第八十七条の四第一項の規定により行う国営土地改良事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧又は突發事故被害の復旧（以下この項及び次条第二項において「災害復旧等」という。）併せて行う場合における当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等については、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等の全てが発生した土地に係る部分の額翌年度の初日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、当該各号に定める年度の初日とする。

一 農林水産大臣が、国営土地改良事業の完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合 その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度

項及び次条第二項において同じ。)が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち指定工事に係る事業の部分に要する費用の額(以下この項及び次条第二項において「指定事業費額」という。)に係る部分の額(次号に掲げる場合に該当する場合であつて、同号の第一種指定工事等事業費額に係る部分の額を負担させているときは、当該指定事業費額に係る部分の額から当該第一種指定工事等事業費額に係る部分の額を除いた額)を負担させることが適当であると認める場合、当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度

三 農林水産大臣が、農業用用排水施設の新設又は変更に係る指定工事の完了する以前において、イに掲げる第一種指定工事及びロに掲げる第二種指定工事のうち指定工程(土地改良事業計画に定める農業用用排水施設の機能が当該農業用用排水施設の新設又は変更に係る工事による地盤又は地下水位の状況の変化に起因して低下することを防止するため必要なものとして農林水産大臣が指定する工程をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)を除く工事(以下この号及び同項第三号において「第一種指定工事等」という。)が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち指定事業費額に係る部分の額(当該第一種指定工事等に係る事業の部分に要する費用の額(同項第二号及び第三号において「第一種指定工事等事業費額」という。)に係る部分の額に限る。)を負担させることが適當であると認める場合、工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度(ロに掲げる第二種指定工事のうち指定工程を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る部分の額については、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が当該都道府県の同意を得て指定する年度)

イ 第一種指定工事(当該指定工事のうちロに掲げる第二種指定工事以外の工事をいう。)

ロ 第二種指定工事(当該指定工事のうち、指定工程を含む工事であつて、土地改良事業計画においてあらかじめ指定したもの)をいう。次条第二項第三号において同じ。)

四 農林水産大臣が、農業用用排水施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含む国営土地改良事業の完了する以前において、イに掲げる第一種工事及びロに掲げる第二種工事のうち指定工程を除く工事(以下この号及び次条第二項第四号において「第一種工事等」という。)が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち当該第一種工事等に係る事業の部分に要する費用の額(同号において「第一種工事等事業費額」という。)に係る部分の額を負担せることが適當であると認める場合、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度(ロに掲げる第二種工事のうち指定工程を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る部分の額については、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が当該都道府県の同意を得て指定する年度)

イ 第一種工事(当該国営土地改良事業の工事(指定工事を除く。ロにおいて同じ。)のうちロに掲げる第二種工事以外の工事をいう。)

ロ 第二種工事(当該国営土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事であつて、土地改良事業計画においてあらかじめ指定したもの)をいう。次条第二項第四号において同じ。)

第五十三条 法第九十条第二項の規定により徴収する負担金(第三項に規定するものを除く。)は、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者について、元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)又は当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときに限りその負担金の全部若しくは一部につき、時支払の方法により支払わせるものとし、当該国営土地改良事業に係るものは、農林水産大臣の定める支払の方法により支払わせるものとする。

(国営土地改良事業の負担金についての都道府県の徴収方法等)

第二項の農林水産省令で定める者については、当該都道府県が定める支払の方法により支払わせるものとする。ただし、当該国営土地改良事業に要する費用の額に國が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合における当該消費税及び地方消費税に相当する額に応ずる負担金の部分については、前条第一項ただし書の規定により支払わせるものとする。
方法に準拠して都道府県が定める支払の方法により支払わせるものとする。

第八十五条の三第一項若しくは第六項若しくは第八十五条の四第一項の申請により、又は法第八十七条の二第一項若しくは第八十七条の四第一項の規定により行う国営土地改良事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでのにおいて農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧等を併せ行う場合における当該国営土地改良事業及び当該事業に付帯する地代又は賃料の支拂いの金額を定め得る事務所の長は、

法第九十条第二項の規定により徴収する負担金で第五十二条第一項第二号の二及び第四号に掲げる事業に係るものは、前条第二項の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して都道府県が定める支払の方法により支払わせるものとする。

第五十三条の二 法第九十条第三項の規定により徴収する負担金は、支払期間（据置期間を含む。）を二十五年以上、据置期間を三年以上、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率以内とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）により支払わせるものとする。ただし、当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により支払わせるものとする。

前項の支払期間の始期は、法第九十四条の八第五項（法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により当該負担金に係る配分造成地の所有権が取得された年度の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日とする。

（国営土地改良事業の負担金についての市町村の支払方法等）

度の翌年度以後の合度で都道府県が定める年度の初日から起算して、第五十二条第一項第一号の三及び第五号に掲げる事業にあつては、同五年を、その他の国営土地改良事業にあつては十七年をそれぞれ第五号に掲げるものとし、据置期間は、同五年を、その他の国営土地改良事業にあつては三年を、その他の国営土地改良事業にあつては二年をそれぞれ下らないものとし、利率は、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算するものとする。

一 国営土地改良事業が完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地或内にあ

土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該土地に係る前項の負担金を徴収することが適当であると都道府県が認める場合、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で都道府県の指定する年度

二 第四十九条第一項第一号に掲げる国営土地改良事業が完了する以前において、指定工事が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額に係る前項の負担金（次号に掲げる場合に該当する場合であつて、第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金を負担させているときは、当該指定事業費額に係る同項の負担金から当該第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金を除いた負担金）を徴収することが適当であると都道府県が認める場合 当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県の指定する年度

等が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額に係る前項の負担金（第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金に限る。）を徴収することが適当であると都道府県が認める場合、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県の指定する年度（当該第二種指定工事のうち指定工程を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る前項の負担金について、は、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度）

が完了する以前において、第一種工事等が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から第一種工事等事業費額に係る前項の負担金を徴収することが適當であると都道府県が認める場合 当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県の指定する年度（当該第二種工事のうち指定工程を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る前項の負担金については、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度）

あるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法
前項第二号の元利均等年賦支払には、第五十三条第二項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「当該土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該土地に係る前項の負担金を徴収すること」とあるのは「当該市町村に当該負担金のうちその利益のすべてが発生した土地に係る部分の額を負担させること」と、同項第二号中「当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額に係る前項の負担金（次号に掲げる場合に該当する場合であつて、第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金を負担させているときは、当該指定事業費額に係る同項の負担金から当該第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金を除いた負担金）を徴収すること」とあるのは「当該市町村に当該負担金のうち指定事業費額に係る部分の額（次号に掲げる場合に該当する場合であつて、第一種指定工事等事業費額に係る部分の額を負担させているときは、当該指定事業費額に係る同項の負担金から当該第一種指定工事等事業費額に係る部分の額を除いた額）を負担させること」と、同項第三号中「当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額に係る前項の負担金（第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金に限る。）を徴収すること」とあるのは「当該市町村に当該負担金のうち指定事業費額に係る部分の額（第一種指定工事等事業費額に係る部分の額に限る。）を負担させること」と、「前項の負担金については、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て」とあるのは「部分の額については、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該市町村に当該負担金のうち第一種工事等事業費額に係る部分の額を負担させること」と、「前項の負担金については、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が

当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の一以上の同意を得て」とあるのは「部分の額については、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該市町村の同意を得て」と読み替えるものとする。

第五十三条の四 法第九十条第五項又は第九項の規定により市町村に負担させる負担金で第五十二条第一項第二号の二及び第四号に掲げる事業に係るものは、第五十二条の二第二項の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して都道府県が定める支払の方法により支払わせるものとする。

第五十三条の五 法第九十条第六項の規定により次の各号に掲げる者から徴収する負担金は、それぞれ当該各号に掲げる規定に規定する支払の方法に準拠して市町村が定める支払の方法により支払われるものとする。

一 法第九十条第二項に掲げる者 第五十三条の二
 (国営市町村特別申請事業の負担金についての都道府県の徴収方法)

二 法第九十条第三項に掲げる者 第五十三条の二
 (国営市町村特別申請事業に係る関連管理事業の要件)

第五十三条の六 法第九十条第八項の規定により徴収する負担金は、第五十二条の二第六項の規定により農林水産大臣が定める支払の方法により支払わせられるものとする。

第五十三条の七 法第九十条第八項の政令で定める要件は、土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で同項の国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するものを行う者が、当該国営市町村特別申請事業の施行により、当該土地改良事業に係る土地改良事業計画について当該土地改良施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更をしたこととする。

(国営土地改良事業に係る特別徴収金)

第五十三条の八 法第九十条の二第一項、第四項及び第六項の政令で定める用途は、農用地とする。

第五十三条の九 法第九十条の二第一項、第四項及び第六項の政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 当該土地を農業経営の合理化のために必要な共同利用施設(通信施設、給油施設及びこれらに準ずる施設、農林水産大臣が定めるものを除く。)の用に供するため所有権の移転等(法第三十六条の三第一項の所有権の移転等をいう。以下同じ。)をした場合

二 当該土地について所有権の移転等を拒むときは土地收回法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定に基づいて收回されることとなる場合において、所有権の移転等をしたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、当該土地に係る目的外用途(法第九十条の二第一項の目的外用途をいう。)の態様(当該土地改良事業による当該土地の受益の態様又は当該土地の面積を考慮して、当該土地につき特別徴収金を徴収しないことを相当とするものとして農林水産大臣が定める基準に該当した場合)

第五十三条の十 法第九十条の二第一項の規定により国、都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、同条第三項の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額(以下「特別徴収金徴収限度額」という。)とする。

2 法第九十条の二第三項の国営土地改良事業につき法第九十条第一項の規定により都道府県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額の算定、法第九十条の二第三項の国営土地改良事業につき法第九十条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定により都道府県が徴収する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額の算定及び法第九十条の二第三項の国営土地改良事業につき法第九十条第九項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額の算定については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該国営土地改良事業の負担金について行うものに限る。」に係るものについては、第五十三条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「当該負担金の徴収を受ける者」とあるのは、「当該市町村」と読み替えるものとする。

第五十三条の十一 法第九十条の二第四項の規定により国、都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金は、その徴収に係る土地の時価相当額(当該土地の適正な対価として農林水産大臣が近傍類地に係る部分の額の算定については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該改良事業につき法第九十条第九項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額の算定については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該国営土地改良事業の負担金について行うものに限る。」に係るものについては、第五十三条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「当該負担金の徴収を受ける者」とあるのは、「当該市町村」と読み替えるものとする。)

第五十三条の十二 法第九十条の二第六項の規定により国、都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金は、その徴収に係る土地の時価相当額(当該土地の適正な対価として農林水産大臣が近傍類地の取引価格等を考慮して相当と認める額をいう。以下この条において同じ。)が当該土地に係る取得者負担額(当該国営土地改良事業に要した費用のうち当該土地に係る部分の額として同条第五項において準用する同条第三項の規定により算定して得た額から、当該土地に係る国、都道府県及び市町村のそれぞれの特別徴収金徴収限度額を合計して得た額で除して得た数値が一以上であるときは、それぞれの特別徴収金徴収限度額とし、当該数値が一未満であるときはそれぞれの特別徴収金徴収限度額に当該数値を乗じて得た額とする。

第五十三条の十三 法第九十条の二第四項の特別徴収金の額又は同条第六項の特別徴収金の額のそれぞれ同条第五項又は第七項において準用する同条第三項の規定による算定については、第五十三条の十一の規定を準用する。この場合において、法第九十条の二第四項の特別徴収金の額の同条第五項において準用する同条第三項の規定による算定については、第五十三条の十一第二項中「第九十条第二項、第四項、第五項」とあるのは「第九十条第三項から第五項まで」と読み替えるものとし、法第九十条の二第六項の特別徴収金の額の同条第七項において準用する同条第三項の規定による算定については、第五十三条の十一中「国営土地改良事業」とあるのは「国営市町村特別申請事業」と、同条第二項中「第九十条第二項、第四項、第五項」とあるのは「第九十条第八項」と読み替えるものとする。

第五十三条の十四 法第九十条の二第六項の政令で定める要件は、第五十三条の七に規定する要件とする。

第五十三条の十五 法第九十条の二第六項の規定により国、都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、同条第七項において準用する同条第三項の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額とする。

(都道府県営土地改良事業の分担金等)

第五十四条 法第九十条第一項に規定する分担金の額は、当該都道府県営土地改良事業に要する費用のうち国から交付を受けた補助金の額(当該都道府県営土地改良事業が公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)第二条第二項第三号の公害防止事業に該当する場合には、当該補助金の額に当該公害防止事業に係る同法第六条第一項の費用負担計画において定められた事業者の負担総額のうち当該都道府県営土地改良事業に係る部分の額を加えて得た額)を除いたものを超えることができない。

2 法第九十一条第三項の分担金は、同条第二項の規定により市町村が負担する負担金の支払の方に準拠して市町村が定める支払の方法により支払わせるものとする。

3 法第九十一条第五項に規定する分担金及び同条第六項の規定により負担させる負担金については、第一項の規定を準用する。

(都道府県営市町村特別申請事業の要件)

第五十四条の二 法第九十一条第五項の政令で定める要件は、第五十三条の七に規定する要件とする。この場合において、同条中「国営市町村特別申請事業」とあるのは、「都道府県営市町村特別申請事業」とする。

(都道府県當土地改良事業に係る特別徵収金)

(管理受託者の義務)

第五十四条の三 法第九十一条の二第一項の規定により都道府県又は市町村が徵收する特別徵収金の額は、同条第三項の規定によりそれぞれの特別徵収金の額の限度として算定して得た額とする。

2 法第九十五条の二第四項の規定により都道府県又は市町村が徵收する特別徵収金の額は、同条第五項において準用する同条第三項の規定によりそれぞれの特別徵収金の額の限度として算定して得た額とする。

3 法第九十五条の二第六項の規定により都道府県又は市町村が徵收する特別徵収金の額は、同条第七項において準用する同条第三項の規定によりそれぞれの特別徵収金の額の限度として算定して得た額とする。

第五十四条の四 法第九十五条の二第四項の政令で定める要件は、第五十三条の七に規定する要件とする。この場合において、同条中「国営市町村特別申請事業」とあるのは、「都道府県営市町村特別申請事業」とする。

(国有土地物件の国営土地改良事業への供用の決定)

第五十五条 法第九十四条第四号の規定による決定は、農林水産大臣が当該土地、権利又は物件の所管大臣と協議して行う。

2 農林水産大臣及び所管大臣は、前項の規定による職權を部局の長に行わせることができる。

第五十五条の二 法第九十四条の三第一項の政令で定める基幹的な土地改良施設は、次に掲げるものとする。

- 一 ダム及びため池(ダムにより流水を貯留するものに限る)、並びにこれらに附帯する施設
- 二 えん堤(ダムを除く)、水路及び揚水施設並びにこれらに附帯する施設であつて、農林水産大臣が指定するもの(共有持分の対価としての交付金の額)

第五十五条の三 法第九十四条の四の二第三項の規定により都道府県に交付する交付金の額は、同条第二項後段の協議により定められた共有持分の対価に、当該国営土地改良事業につき法第九十条第一項の規定により当該都道府県に負担させた負担金の額のうち当該共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件に係る部分の該当国営土地改良事業に要した費用の額のうち当該共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件に係る部分に対する割合を乗じて得た額に相当する額とする。

(土地改良財産の管理の委託の手続)

第五十六条 法第九十四条の六第一項の規定により、農林水産大臣が法第九十四条に規定する土地改良財産(以下「土地改良財産」という。)で法第九十四条の六第一項に規定するものの管理(維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためによる改築、追加工事等を含む。以下同じ。)を都道府県又は法第九十四条の三第一項に規定する土地改良区等に委託するには、両当事者の協議により次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 管理を委託する土地改良財産の所在及び種類
- 二 移管の年月日
- 三 管理の方法
- 四 委託の条件
- 五 その他必要な事項

第五十七条 農林水産大臣は、前条の規定により定められた土地改良財産の移管の日に、その職員を管理受託者(法第九十四条の六第一項の規定により土地改良財産の管理の委託を受けた者をいき継がせなければならぬ。以下同じ。)と実地に立ち会わせて、その職員から当該管理受託者に当該土地改良財産を引理の責に任ずる。

2 管理受託者は、前項の規定により土地改良財産の引継を受けた時以後、当該土地改良財産の管理に任する。

第五十八条 管理受託者は、受託に係る土地改良財産をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

2 管理受託者は、受託に係る土地改良財産について、水害、火災、盗難、損壊その他当該土地改良財産の管理上支障のある事故が発生したときは、直ちに当該土地改良財産の保全のため必要な措置を講じなければならない。

(他目的への使用等)

第五十九条 管理受託者は、農林水産大臣の承認を受けて、受託に係る土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させることができる。

2 管理受託者は、前項の承認を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 使用又は収益の対象となる土地改良財産の範囲

二 他人に使用させ、又は収益させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所

三 使用又は収益の用途又は目的及び方法

四 使用又は収益による管理受託者の予定収入

六 他人に使用させ、又は収益させる場合には、使用又は収益の条件

(滅失等の場合の報告)

第六十条 管理受託者は、天災その他の事故により受託に係る土地改良財産が滅失し又は損傷したときは、遅滞なく、左に掲げる事項を書面で農林水産大臣に報告しなければならない。

- 一 当該土地改良財産の所在及び種類
- 二 被害の状況
- 三 滅失又は損傷の原因
- 四 損害見積額及び復旧可能なものについては復旧費見込額
- 五 当該土地改良財産の保全又は復旧のためとつた応急措置

第六十一条 管理受託者は、受託に係る土地改良財産の原形に変更を及ぼす改築、追加工事等をしようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。但し、天災その他の事故のため応急の措置をするときは、この限りでない。

(管理台帳)

第六十二条 管理受託者は、受託に係る土地改良財産について左に掲げる事項を記載した管理台帳をその主たる事務所(地方公共団体にあつては、その事務所)に備えておかなければならぬ。

- 一 所在
- 二 種類
- 三 構造及び規模
- 四 受託の年月日
- 五 その他必要な事項

2 管理受託者は、管理台帳の記載事項に変更があつたときは、そのつど、変更に係る事項を当該管理台帳に記載しなければならない。

第六十三条 管理受託者は、受託に係る土地改良財産の管理に必要な費用を負担しなければならない。

2 受託に係る土地改良財産の管理により生ずる収入は、管理受託者に帰属する。

(管理状況の報告)

第六十四条 管理受託者は、受託に係る土地改良財産について、毎年度の管理の状況を翌年度の四月三十日までに農林水産大臣に報告しなければならない。

(報告の徵収)

第六十五条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、委託に係る土地改良財産の状況に關し、管理受託者から報告を徵することができる。

第六十六条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、その職員に、委託に係る土地改良財産の管理の状況に關し、実地につき監査を行わせなければならない。
(標識の設置)

第六十七条 農林水産大臣（管理を委託した土地改良財産については、管理受託者）は、土地改良財産たる土地について、その境界を明らかにする標識を設置しなければならない。

(土地改良財産台帳等の閲覧)

第六十八条 土地改良財産に關し利害關係を有する者は、無償で、法第九十四条の五第一項に規定する土地改良財産台帳又は第六十二条第一項に規定する管理台帳の閲覧を求めることができる。

第六十九条 削除
(土地配分計画)

第七十条 法第九十四条の八第一項の土地配分計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 その地区に移住してその地区内の法第九十四条の八第一項に規定する埋立予定地（以下「埋立予定地」という。）につき造成される埋立地若しくは干拓地について農業を営むこととなる者又はその地区に移住しないがその地区内の埋立予定地につき造成される埋立地若しくは干拓地についてのみ農業を営むこととなる者に配分すべき埋立予定地については、配分予定の各口

二 前号に規定する者以外の者でその地区の近傍において現に農業を営んでいるものに配分すべき埋立予定地については、用途別の所在の場所、予定配分口数及び予定配分面積

三 第二号に規定する者の生活上又は農業經營上必要で欠くことができない業務に從事することとなる者に配分すべき埋立予定地については、配分予定の各口との所在の場所及び予定配分面積

四 法第九十四条の八第三項但書の農業協同組合、農事組合法人、土地改良区又は地方公共団体に配分すべき埋立予定地については、配分予定の各口ごとの用途別のお在の場所及び予定配分面積

2 土地配分計画においては、土地の用途は、前項第二号に規定する埋立予定地については宅地以外の用に供する土地として、同項第四号に規定する埋立予定地については道路、水路、ため池その他共同利用施設の用に供する土地として定めなければならない。
(配分を受ける者の選定等)

第五十一条 農林水産大臣は、法第九十四条の八第三項本文の規定による選定又は同項ただし書の規定による認定をしようとするときは、当該埋立予定地の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。
(都道府県知事が行う土地改良財産の管理等)

第五十二条 次に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。
一 法第八十九条の規定によりその工事の一部を都道府県が行つた国當土地改良事業によつて生じた土地改良財産（都道府県が管理受託者であるものを除く。）についての法第九十四条の二から第九十四条の四まで、第九十四条の四の二第一項、第九十四条の五第一項及び第九十四条の六第一項の規定並びに第五十六条、第五十七条、第五十九条及び第六十五条から第六十七條までの規定による事務

二 法第九十四条の人第一項の土地配分計画をたてた地区のうち、その地区の属する都道府県の区域以外の区域からその地区に移住してその地区内の埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地について農業を営むこととなる者に配分すべき埋立予定地がない地区として農林水産大臣の指定する事務

臣の指定する地区についての同条第一項から第四項まで、第六項及び第七項の規定による事務（同条第一項の規定による事務については、公告をする事務に限る。）

2 前項第二号の規定により法第九十四条の八第三項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務を都道府県知事が行う場合における前条の規定の適用については、同条中「当該埋立予定地の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聽かなければならない」とあるのは、「農業委員会等に關する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構の意見を聽かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない」とする。

(仮清算金の徵収又は支払に關する規定の準用)

第七十二条の一 法第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する法第五十三条の八第三項の規定による仮清算金の徵収又は支払には、第四十八条の七の規定を準用する。

(市町村が行う土地改良事業に係る特別徵収金)

第七十二条の三 法第九十六条の四第一項において準用する法第三十六条の三第一項の規定により市町村が徵収する特別徵収金の額は、当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から法第九十六条の四第一項において準用する法第三十六条第一項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金銭その他の額を差し引いて得た額とする。

(行政不服審査法施行令の準用)

第七十二条の四 法第九十八条第三項（法第一百十一条において準用する場合を含む。）の異議の申出又は法第九十八条第五項（法第一百十一条において準用する場合を含む。）の審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法施行令中再調査の請求に関する規定又は審査請求に関する規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

第七十二条の五 法第九十九条第七項（法第一百零二項（法第一百十一条において準用する場合を含む。）、第一百条の二第二項（法第一百十一条において準用する場合を含む。）及び第一百十一条において準用する場合を含む。）の異議の申出には、行政不服審査法施行令中審査請求に関する規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

(交換分合計画に定める清算金の徵収の委任)

第七十三条 法第一百八条第三項（法第一百十一条において準用する場合を含む。）の場合には、第十四条の規定を準用する。

(損失補償の裁決申請手続)

第七十四条 法第一百二十一条第二項の規定により土地收用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、農林水産省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名又は名称及び住所

二 相手方の氏名又は名称及び住所

三 損失の事実

四 損失の補償の見積り及びその内訳

五 協議の経過

(特別区等に対する規定の適用)

第七十五条 この政令中市町村又は市町村長に關する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては区（総合区を含む。次項において同じ。）又は区長（総合区長を含む。）に適用する。

2 前項の規定を農業委員会等に關する法律第四十一条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市に適用する場合には、前項中「この政令」とあるのは、「この政令（第一条の三から第一条の七までを除く。）」とする。

(都道府県都市計画審議会等の意見を聽くことを要しない事項)

第七十六条 法第二百二十五条の二ただし書の政令で定める軽微な事項は、道路その他の公共の用に供する施設の本来の機能を阻害せず、又は増進することが明らかな事項とする。

(市町村以外の者で間接補助事業者たる資格を有するもの)

第七十七条 法第二百二十六条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 土地改良区

二 土地改良区連合

三 農業協同組合連合会

四 農業協同組合連合会

五 農地中間管理機構

六 農業委員会

七 法第九十五条第一項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者

(国の補助)

第七十八条 法第二百二十六条の規定による土地改良事業に要する費用に関する国の補助は、次に掲げる額について行う。

一 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業(次号から第四号までに規定するものを除く。)にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額(当該土地改良事業につき法第九十一条第一項又は第五項の農林水産省令で定める者から徴収する分担金がある場合には、当該事業費の額からその分担金の額(事業費に相当する部分に限る。)を差し引いて得た額。次号から第六号の四までにおいて同じ。)に別表第一に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額

二 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、湛水被害総合対策計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う事業にあつては、百分の五十五)を乗じて得た額に相当する額

二の十一 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、湛水被害総合対策計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う事業にあつては、百分の五十五)を乗じて得た額に相当する額

三 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業(第五十条第一項第一号、第一号の三、第二号、第二号の二、第三号、第四号、第五号の二又は第八号に掲げる事業に限る。)であつて、農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施設等を整備する事業(農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。)と併せて行うもの(第二号の七に規定するものを除く。)にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

四 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、農林地一体開発整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

五 法第八十五条の四第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に要する事業費の額に別表第二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額

六 法第八十七条の二第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額

六の二 法第八十七条の三第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

六の三 法第八十七条の四第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三の二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額

六の四 法第八十七条の五第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業(除塩事業及び土地改良施設の突発事故被害の復旧に限る。)にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三の三に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額

七 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業(農林水産大臣が定める基準に該当するもの及び次号から第十三号までに規定するものを除く。)にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額(当該土地改良事業に要する経費の一部を徴収する場合又は法第九十九項の農林水産省令で定める者から当該土地改良事業に要する経費に充てるため金銭を徴収する場合には、当該事業費の額からその徴収する金額(事

二の五 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額を乗じて得た額に相当する額

二の六 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、畑作物導入促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額を乗じて得た額に相当する額

二の七 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、特定地域土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十五を乗じて得た額に相当する額

業費に相当する部分に限る。)を差し引いて得た額。次号から第十三号までにおいて同じ。)に別表第四に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合(以下この号において「国の補助割合」という。)を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から国との補助割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

八 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、農用地利用集積促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

八の二 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、畑作物導入促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

八の三 市町村が行う土地改良事業であつて、特定地域土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十五を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

八の四 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、低炭素排出土地改良施設整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

九 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施設等を整備する事業と併せて行うもの(農林水産大臣が定める基準に該当するもの及び前号に規定するものを除く。)にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第五に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合(以下この号において「国の補助割合」という。)を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から国との補助割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

十 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、農林地一体開発整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十(同条各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の五十五。以下この号において同じ。)を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

十一 市町村又は前条第一号若しくは第三号から第七号までに掲げる者が行う土地改良事業であつて、農業構造改善事業に係るもの(農林水産大臣が定めるものを除く。)にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

十二 市町村が行う土地改良事業(法第九十六条の四第一項において準用する法第八十七条の四第一項の規定により行うものに限る。)にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三の二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合(以下この号において「国の補助割合」という。)を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から国との補助割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

十三 市町村又は前条第一号に掲げる者が行う土地改良事業(法第九十六条の四第一項において準用する法第八十七条の五第一項の規定又は法第四十九条第一項の規定により行う除塩事業及び土地改良施設の空発事故被害の復旧に限る。)にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する経費から国との補助割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

5 は係る事業費に相当する部分は限り百分の五十」とあるのは「百分の五十」とする
第一項第二号の二から第二号の六まで、第二号の八、第二号の十一、第六号の二、第八号、第

4 第一項第二号に規定する土地改良事業であつて、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定に基づき旨定せしむれども、以下同様）、辰興山村、固東町又は急須町を、

3 田を田以外の農用地に地目変換するために行う土地改良事業又はこれに附帯して施行することを相当とする土地改良事業（離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は過疎地域の区域以外の

別表第三の三	別表第十五の三
--------	---------

前項第八号の四百分の五十五
前項第十二号百分の五十二

前項第八号の二
前項第八号の三
百分の五十五
百分の五十五
百分の五十五
百分の六十一

前項第八号百分の五十
百分の五十五
百分の五十五

前項第六号の四	別表第三の三
前項第七号	別表第四
別表第十五の三	別表第十五の三
別表第十六の三	別表第十六の三

前項第六号の二
前項第六号の三
別表第三の一
百分の五十
百分の五十五
別表第十五の一

前項第二号の十一百分の五十五
前項第一号の二百分の五一

条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う事業にあつては、百分の五十五)

前項第一号のナ
百分の五十（農林水産大臣が受益地の地代等を斟酌して定める基準に該当する事業又は地勢等の地理的

前項第二号の八
前項第二号の九
百分の五十
(農林水産大臣が受益地の地代等を勘定する場合)
百分の五十五

前項第二号の三
前項第一号の四
百分の五十
百分の五十
百分の五十五

前項第一号の二
百分の五十
百分の五十五

第七十九条 法第百三十二条第一項の
属する事務に係る法第百三十四条の
(者道府県が行う地方連合会の監督)

規定による農林水産大臣の権限に属する事務及び当該権限に二の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうち、法

第一百十一条の五の地方連合会（以下「地方連合会」という。）に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、地方連合会の業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。
2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

5 その報告を徴し、又は地方連合会の検査を行つた場合には、農林水産省令で定めるところにより、
農林水産大臣は、法第百三十二条第二項の規定により地方連合会から報告を徴し、又は地方連
合会の検査を行つた場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を関係都道府県知
事に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、地方連合会に対し、第一項本文の規定に基づき法第百三十四条の二の規定に
よる命令をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該命令の内容を農林水産大臣
に報告しなければならない。

（事務の区分）

第八十条 第五十五条の二、第七十二条第一項並びに前条第一項、第三項及び第五項の規定により
都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号
法定受託事務とする。

第一條

(国営) 土地改良事業として申請すべき事業の要件の特例 第二条 (第一項) ため池で老朽化したため若しくは周辺地域の自然

第二条 ため池を老朽化したため若しくは周辺地域の自然的社會的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの廃止若しくは変更又は当該ため池に代わるため池の新設であつて、おむね三百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものについては、令和十三年三月三十一日までの間は、第四十九条第一項の規定にかかわらず、法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により國が行うべき土地改良事業として申請することができる。この場合において、第五十条の二の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「の規定」とあるのは、「又は附則第二条の規定」とする。

第三条 農林水産大臣は、特定市町村（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第五条に規定する特定市町村をいう。以下同じ。）の区域（同法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。附則第六条第二項において同じ。）内において行う農業用道路の新設又は変更については、令和九年三月三十一日までに、特別指定市町村（同法附則第五条に規定する特別指定市町村をいう。以下同じ。）の区域の間（同法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特別指定市町村の区域とみなされる区域を含む。附則第六条第二項において同じ。）内において行うものにあつては、令和十一年三月三十一日までの間）は、第五十条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に規定する地積に代えてより小さい地積を指定することができる。

第四条 附則第二条に規定する土地改良事業についての第五十二条第一項第一号の規定の適用については、同条第四項から第六項までの規定にかかるわらず、同号中「百分の四十に相当する額を超えて、かつ、その百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額」とあるのは、「三分の一に相当する額（北海道の区域内において行う場合にあつては、百分の三十に相当する額を超えて、かつ、その百分の十五に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額）」とする。

(国営土地改良事業に係る特別徴収金の特例)
第五十五条 第五十三条の八の規定にかかわらず、当該国営土地改良事業の計画において予定した用途が田以外の用途である場合には、当分の間、同条に規定する用途は、田以外の農用地とする。

第六条（国の補助の特例）

(国の補助の特例)
第六条 令和三年度から令和七年度までの各年度においては、避難解除等区域（福島復興再生特別措置法第四条第五号に規定する避難解除等区域をいう。以下同じ。）又は避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められる区域において行われる土地改良事業（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）に要する費用に対する国の補助に係る金額の算定については、当該土地改良事業に要する費用に係る国との補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

第二号の特別豪雪地帯、一項	三に規定する土地改良事業
北海道の区域	（特別豪雪地帯、半島）
地帯の区域	地域及び急傾斜地帯、指定農山村以外
地域、特定農山村	地域、振興対策実施地
振興対策実施地	（振興山村、半島）
地域、指定棚田	（特別豪雪地帯、半島）
地域又は急傾斜地帯の区域を除く。）	（振興山村、半島）
三二一八第一項条の第第十十五の分百	三二二号の第十五の分百
五十五の分百	五十五の分百
五十五の分百	五十五の分百
十百つ域町別十分の内村特四分のはにの定（の五）、あ区市特五	十百つ域町別十五分の内村特四分のはにの定（の五）、あ区市特五
十百つ域町別十四分の内村特三分のはにの定（の五）、あ区市特五	十百つ域町別十四分の内村特三分のはにの定（の五）、あ区市特五
十百つ域町別十三分の内村特二分のはにの定（の五）、あ区市特五	十百つ域町別三分のはにの定（の五）、あ区市別特定市町村の区域
十二百分の五	十二百分の五
十二百分の五	二）

一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）⁶ことに、当該貸付決定に係る法附則第二項及び第三項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

法附則第八項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

附則
（昭二十七年正月敍第十一號）

この政令は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第一百六十一号）施行の日（昭和二十七年八月一日）から施行する。

附則（昭和二九年五月五日政令第三号）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令の施行の際現に施行している国営土地改良事業につき、法第九十条第二項の規定により徴収する負担金の元利均等年賦支払の支払期間を起算する年を改正後の第五十三条第二項但書の規定により指定しようとするときは、都道府県知事は、その負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

附則（昭和二九年七月八日政令第二六号）抄

この政令は、公布の日から施行し、第三条の規定は、昭和二十九年七月一日から適用する。

附 則（昭和三十一年八月一日政令第二六五号）抄
この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和三十一年法律第百四十八号）の施行の日（昭和三十一年九月一日）から施行する。

1 この政令は、土地改良法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十二年七月十八日）から施行する。

3
この政令の施行の際に土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行つてゐる同項第二号の事業（公有水面埋立法により行うものその他國の所有に属する土地について行うものに限る。）で土地改良法第八十八条の一の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とするものにつき同法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、土地改良法施行令第五十二条第四項の規定にいかつらず、当該事業に要する費用（当該事業

（前略）二項の明治前元年第五十二年第四〇の規定にかかわらず、三款の事務に要する費用（三款の事務）により造成される同項に規定する配分造成地の造成の事業に要する費用で農林大臣が大蔵大臣と協議して定めるものに限る）の額を農林大臣の定めるところにより土地改良法の一部を改正する法律の規定中土地改良法第八十八条の二の改正規定の施行の日の前日までに当該事業に要する費用に応ずる部分の額（以下この項において「施行日前事業費額」という。）とその施行の日以後に当該事業に要する費用に応ずる部分の額（以下この項において「施行日後事業費額」とい

う。）とに区分し、施行日前事業費額についてはその額の百分の五に相当する額を、施行日後事業費額についてはその百分の二十に相当する額にその額に対応する当該事業に係る土地改良法第111条の2の規定による借入金についての当該事業の施行期間中に係る利息の負担を除いて得こ

ノナル第の二の規定による借入金についての当該事業の施行期間中に係る不動産の客を力として得た額をそれぞれ算出し、これらの額を合計して得た額とする。ただし、その額を単位面積当たりに換算して得た額が、負担金額の最高額をこえる場合にあつては、その最高額に当該配分造成地の面積に相当する数を乗じて得た額、負担金額の最低額に達しない場合にあつては、その最低額に当該配分造成地の面積に相当する数を乗じて得た額とする。

4 前項ただし書の負担金額の最高額及び最低額は、同項に規定する国営土地改良事業に係る配分造成地につき耕作の業務を営むこととなる者の負担能力の限度、当該各國営土地改良事業に係る

配分造成地間における負担金額の均衡その他の事情を考慮して農林大臣が当該国営土地改良事業のすべてを通じてそれぞれ率に定める単位面積当たりの金額とする。

5 土地改良法施行令附則第六項に規定する国営土地改良事業につき土地改良法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の支払の方法及び時期については、なお従前の例による。

6 土地改良法の一部を改正する法律附則第十五項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 その土地の買収前の所有者（以下「旧所有者」という。）又はその一般承継人が買受けを希望しない旨を農林水産大臣に申し出たとき。

二 農林水産大臣がその土地を売り払う旨を旧所有者又はその一般承継人に通知した場合において、その通知の日から起算して三箇月以内に旧所有者又はその一般承継人から買受けの申込みがないとき。

三 旧所有者が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十九条第一項の規定により代地の売渡しを受けているとき。

4 土地改良財産の管理及び処分に関する政令（昭和二十六年政令第三百四十七号）は、廃止する。

5 この政令の施行前に土地改良財産の管理及び処分に関する政令の規定によつてした土地改良財産の管理の委託及び同令第四条第一項又は第六条の承認は、改正後の土地改良法施行令の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則（昭和三五年六月三〇日政令第一八五号）

この政令は、自治府設置法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十五年七月一日）から施行する。

附 則（昭和三五年九月三〇日政令第二五七号）

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令の施行の際現に土地改良法第八十九条の規定により都道府県知事に行なわせている埋立て又は干拓については、改正後の第五十一条の規定にかかるらず、なお、従前の例による。

2 この政令の施行の際現に行なわれてゐる国営土地改良事業（土地改良法第八十九条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とするものに限る。）についての改正後の第五十二条の二第三項第二号及び第五项、第五十三条第二項並びに第五十三条の二第一項の規定については、これらの規定中「年六分五厘」とあるのは、「年六分」とする。

附 則（昭和三六年七月一七日政令第二六三号）

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令の施行の際現に土地改良法第八十七条の二第一項の規定により我が行なつてゐる同項

第二号の事業（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）により行なうものその他国の所有に属する土地について行なうものに限る。）で土地改良法第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とするもの（次項に規定する事業を除く。）につき同法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、土地改良法施行令第五十二条第四項の規定にかかるらず、当該事業に要する費用（当該事業により造成される同項に規定する配分造成地の造成の事業に要する費用で農林大臣が大蔵大臣と協議して定めるものに限る。）の額を農林大臣の定めるところにより、昭和三十六年三月三十一日までに当該事業に要した費用に応ずる部分の額（以下「旧率事業費額」という。）とその日の翌日以後に当該事業に要する費用に応ずる部分の額（以下「新率事業費額」という。）とに区分し、旧率事業費額につきその百分の二十に相当する額を、新率事業費額につきその百分の二十五に相当する額をとり、これぞその額に対応する当該事業に係る同法第八十八条の二の規定による借入金についての当該事業の施行期間中に係る利息の当該事業の施行期間中に係る利息の額を加え、その加えて得た額を相互に合計して得た額とする。

3 土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第百九十四号）の施行の日前から土地改良法第八十七条の二第一項の規定により國が施行し、この政令の施行の際ににおいても現にその土地改良法の一部を改正する法律附則第十五項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

国が施行中の同項第二号の事業（公有水面埋立法により行なうもののその他の所有に属する土地について行なうものに限る。）で土地改良法第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とするものにつき同法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、土地改良法施行令第五十二条第四項及び土地改良法施行令の一部を改正する政令附則第三項の規定にかかるらず、当該事業に要する費用（当該事業により造成される土地改良法施行令第五十二条第四項に規定する配分造成地の造成の事業に要する費用で農林大臣が大蔵大臣と協議して定めるものに限る。）の額を農林大臣の定めるところにより、昭和三十六年九月三十日までに同法第九十四条の八第一項の規定による公告があつた同項に規定する埋立予定地（以下「既公告埋立予定地」という。）に係る費用に応ずる部分の額（以下「既公告地区事業費額」という。）とその日までに当該公告がなかつた同項に規定する埋立予定地に係る費用に応ずる部分の額（以下「未公告地区事業費額」という。）とに区分し、既公告地区事業費額につき第一号に掲げる額、未公告地区事業費額につき第二号に掲げる額をとり、これらの額を相互に合計して得た額とする。

1 既公告地区事業費額を農林大臣の定めるところにより土地改良法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第六十九号）の規定中土地改良法第八十八条の二の改正規定の施行の日（以下「一部改正法施行日」という。）の前日までに当該基幹工事に要した費用に応ずる部分の額（以下この号において「施行日前事業費額」という。）と一部改正法施行日以後に当該基幹工事に要する費用に応ずる部分の額（以下この号において「施行日後事業費額」という。）とに区分し、施行日前事業費額につきその百分の五に相当する額を、施行日後事業費額につきその百分の二十に相当する額にその額に対応する当該基幹工事に係る土地改良法第八十八条の二の規定による借入金についての当該基幹工事の施工期間中に係る利息の額を加えて得た額をとり、これらの額を相互に合計して得た額。

イ 基幹事業費額を農林大臣の定めるところにより土地改良法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第六十九号）の規定中土地改良法第八十八条の二の改正規定の施行の日（以下「一部改正法施行日」という。）の前日までに当該基幹工事に要した費用に応ずる部分の額（以下この号において「施行日前事業費額」という。）と一部改正法施行日以後に当該基幹工事の施工期間中に係る利息の額を加えて得た額をとり、これらの額を相互に合計して得た額を、施行日後事業費額につきその額を当該既公告埋立予定地の単位面積当たりに換算して得た額が、農林大臣の定める最高額をこえる場合にはその最高額に当該既公告埋立予定地の面積に相当する数を乗じて得た額、農林大臣の定める最低額に達しない場合にはその最低額に当該既公告埋立予定地の面積に相当する数を乗じて得た額）

ロ 附帯事業費額の百分の五十に相当する額に、その額に対応する当該附帯工事に係る土地改良法第八十八条の二の規定による借入金についての当該附帯工事の施工期間中に係る利息の額を加えて得た額

二 未公告地区事業費額を農林大臣の定めるところにより一部改正法施行日の前日までに当該事業に要した費用に応ずる部分の額（以下この号において「施行日前事業費額」という。）と、一部改正法施行日以後昭和三十六年三月三十一日までに当該事業に要した費用に応ずる部分の額（以下この号において「施行日後旧率事業費額」という。）と、同年四月一日以後に当該事業に要した費用に応ずる部分の額（以下この号において「施行日後新率事業費額」という。）とに区分し、施行日前事業費額につきイに掲げる額、施行日後旧率事業費額につきロに掲げる額、施行日後新率事業費額につきハに掲げる額をとり、これらの額を合計して得た額（その額を当該配分造成地（当該配分造成地に係る既公告埋立予定地を除く。以下この号において同じ。）の単位面積当たりに換算して得た額が、農林大臣の定める最高額をこえる場合にはその最高額に当該配分造成地の面積に相当する数を乗じて得た額、農林大臣の定める最低額に達しない場合にはその最低額に当該配分造成地の面積に相当する数を乗じて得た額）

イ 施行日前事業費額の百分の五に相当する額

ロ 施行日後旧率事業費額の百分の二十に相当する額に、その額に対応する当該事業に係る土地改良法第八十八条の二の規定による借入金についての当該事業の施工期間中に係る利息の額を加えて得た額

4	一 当該国営土地改良事業に要する費用に係る通常の都道府県の負担の割合により算定した北海道の負担に係る金額
二	当該国営土地改良事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる北海道の負担に係る金額
3	昭和六十年度、昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度においては、第二項の国営土地改良事業（土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和四十七年政令第二百三十一号）附則第二項に規定する経過措置対象事業を除く。以下同じ。）に要する費用に対する従前の例によるものとされる北海道の負担に係る金額の算定については、当該国営土地改良事業に要する費用に係る従前の例によるものとされる北海道の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。
4	昭和六十年度、昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度においては、経過措置対象事業に要する費用に対する第二項の規定により従前の例によるものとされる土地改良法施行令第五十二条第一項の規定に基づく都道府県の負担に係る金額の算定については、当該経過措置対象事業に要する費用に係る従前の例によるものとされる北海道の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。
5	昭和六十二年度から平成二年度までの各年度においては、第二項の国営土地改良事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる北海道の負担に係る金額の算定については、当該国営土地改良事業に要する費用に係る従前の例によるものとされる北海道の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。
6	平成五年度以降の年度においては、附則第二項の国営土地改良事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる北海道の負担に係る金額の算定については、当該国営土地改良事業に要する費用に係る従前の例によるものとされる北海道の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。
7	平成五年度以降の年度においては、経過措置対象事業に要する費用に対する附則第二項の規定により従前の例によるものとされる土地改良法施行令第五十二条第一項の規定に基づく都道府県の負担に係る金額の算定については、当該経過措置対象事業に要する費用に係る附則第二項の規定により従前の例によるものとされる同条第一項の規定に基づく都道府県の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。
8	平成五年度以降の年度においては、経過措置対象事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額（以下「国の消費税等相当額」という。）が含まれるものにつき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、次に掲げる額を合計して得た額とする。
9	一　國の消費税等相当額
10	二　当該事業に要する費用の額から國の消費税等相当額を控除して得た額を当該事業に要する費用の額とみなして、第二項から前項までの規定の例により算定される負担金の額
11	三　前項に規定する土地改良事業に係る次に掲げる負担金のうち國の消費税等相当額に応ずる負担金の部分の支払方法については、第二項の規定にかかわらず、農林水産大臣が別に定める。
12	一　法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金
13	二　法第九十条第二項の規定により都道府県が徴収する負担金
14	三　法第九十条第五項の規定により市町村に負担させる負担金
15	附　則（昭和四六年九月二三日政令第三〇一号）
16	この政令は、公布の日から施行する。
17	附　則（昭和四七年六月二二日政令第二三一号）
18	この政令は、公布の日から施行する。
19	この政令は、公布の日から施行する。
20	土地改良法（以下「法」という。）第八十五条第一項の申請によつて国が行う開田又は開畠の事業で、この政令の施行前に法第八十七条第七項に規定する工事着手のために必要な要件が備わつたもの（以下「経過措置対象事業」という。）につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金については、なお従前の例による。
21	昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間においては、経過措置対象事業に要する費用に対する前項の規定により従前の例によるものとされる土地改良法施行令第五十二条第一項の規定に基づく北海道の負担（以下「従前の例によるものとされる北海道の負担」という。）については、当該経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる北海道の負担ごとに、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に六分の一を乗じて得た金額を、同号に掲げる金額に加算した金額とする。

経過措置対象事業に係る次に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの（前項に規定する国の消費税等相当額に応する負担金の部分を除く。）の支払方法については、第二項の規定にかかるわらず、農林水産大臣が別に定める。

二 法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金

二 法第九条第五項又は第九項の規定により市町村に負担させる負担金
経過措置対象事業のうち土地改良法施行令及び沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成五年政令第三百三十八号）の施行の際現に国が行つているもの（農業用排水施設の新設又は変更を内容の一部に含むものに限る。）が完了する以前において、イに掲げる第一種工事及びロに掲げる第二種工事のうちハに掲げる指定工事を除く工事（以下「第一種工事等」という。）が完了し、かつ、当該経過措置対象事業の施工に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該第一種工事等に係る事業の部分に要する費用の額（以下「第一種工事等事業費額」という。）に係る負担金に係ることが適当であると都道府県が認める場合には、当該第一種工事等事業費額に係る負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、第二項の規定にかかるわらず、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度から起算するものとする。

イ 第一種工事（当該経過措置対象事業の工事のうちロに掲げる第二種工事以外の工事をいう。）
ロ 第二種工事（当該経過措置対象事業の工事のうちハに掲げる指定工事を含む工事をいう。）
ハ 指定工事（土地改良事業計画に定める農業用排水施設の機能が当該農業用排水施設の新設又は変更に係る工事による地盤又は地下水位の状況の変化に起因して低下することを防止するため必要なものとして農林水産大臣が指定する工程をいう。）

附 則（昭和四七年一月七日政令第三九九号）抄

1 この政令は、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第二十七号）の施行の日（施行期日）
（昭和四十七年十一月二十一日）から施行する。
附 則（昭和四九年三月三〇日政令第八六号）抄

（施行期日） （この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。）

（土地改良法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 土地改良法第八十五条第一項に規定する国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が昭和四十八年度以前であるものの支払の方法については、なお從前の例による。

3 第一条の規定による改正後の土地改良法施行令第五十二条の二第三項第二号及び第五項、第五十三条第二項並びに第五十三条の二第一項中「当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林大臣の定める率」とあるのは、土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和三十五年政令第二百五十七号。以下「三十五年改正令」という。）の施行の際現に国が施行していた土地改良事業（土地改良法第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とするものに限る。以下同じ。）に係る負担金（その支払期間の始期が昭和四十八年度以前であるものを除く。）については、「年六分」と、土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和三十七年政令第百十号。以下「三十七年改正令」という。）の施行の際現に国が施行していた土地改良事業（三十五年改正令の施行の際現に国が施行していたものを除く。）に係る負担金については、「年六分五厘」とする。

附 則（昭和五〇年六月一〇日政令第一八一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年三月三一日政令第六〇号）

2 1 この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。
改正前の第五十条の三第一項第一号に掲げる事業に該当する事業としてその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とすることとされた事業は、改正後の同号に掲げる事業に該当する事業としてその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とすることとされた事業となるものとする。
附 則（昭和五年五月一四日政令第一一二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年三月一二日政令第二六号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年七月一日政令第二二七号） (施行期日等)

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第七十八条第二項及び第三項、附則第七項から第九項まで並びに別表第一から別表第十六までの規定は、昭和五十二年度の予算に係る国の補助金から適用する。

（経過措置）

昭和五十二年四月一日において現に施行されていた土地改良事業で、当該事業に要する費用につき昭和五十一年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたもの（以下「昭和五十二年経過措置対象事業」という。）についての昭和五十一年度以後の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年度から昭和六十年度までの間ににおいて、都道府県（沖縄県を除く。以下同じ。）又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）が行う昭和五十二年経過措置対象事業（土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和五十四年政令第二百十二号）附則第二項に規定する昭和五十四年経過措置対象事業を除く。以下同じ。）に要する費用に対する前項の規定により従前の例によるものとされる同項の国への補助（以下「従前の例によるものとされる国への補助」という。）であつて、当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に係る通常の国への補助の割合を超えて行われるものについては、当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国への補助ごとに、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に六分の一を乗じて得た金額を、第一号に掲げる金額から控除した金額とする。

一 当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国への補助に係る金額

二 当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に係る通常の国への補助の割合により算定した国への補助に係る金額

4 昭和六十年度においては、都道府県又は市町村（沖縄県の市町村を除く。）が行う昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国への補助に係る金額の算定については、当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に係る従前の例によるものとされる国への補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の七十五	三分の二
三分の二	三分の六十五
百分の六十五	百分の六十
百分の六十	百分の五十五
百分の五十五	百分の五十

5 附則第三項の規定は、都道府県又は指定都市が行う昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する昭和六十年度における従前の例によるものとされる国への補助であつてその割合が前項の規定の適用により従来の割合を下回ることとなるものについては、適用しない。

6	昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度においては、都道府県又は市町村（沖縄県の市町村を除く。）が行う昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国の補助に係る金額の算定については、当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に係る従前の例によるものとされる国の補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。
7	昭和六十二年度から平成二年度までの各年度においては、都道府県又は市町村（沖縄県の市町村を除く。）が行う昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国の補助に係る金額の算定については、当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に係る従前の例によるものとされる国の補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。
8	平成五年度以降の年度においては、都道府県又は市町村（沖縄県の市町村を除く。）が行う昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国の補助に係る金額の算定については、当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に係る従前の例によるものとされる国の補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。
1	この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年六月九日政令第二二九号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五三年七月五日政令第二八二号) 拝 (施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。
第一 条	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五四年七月一〇日政令第二一二号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五四年七月一〇日政令第二一二号)	この政令は、公布の日から施行する。

2	昭和五十五年三月三十一日における旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第二条第一項に規定する過疎地域に該当する地域（過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域に該当する地域を除く。）で昭和五十五年四月一日において現に施行されていた土地改良事業であつて、当該事業に要する費用につき昭和五十四年度以前の予算に係る国との補助金が交付されたものについての昭和五十五年度及び昭和五十六年度の予算に係る国との補助については、なお従前の例による。
1	この政令は、公布の日から施行し、改正後の附則第八項、第十一項及び第十二項並びに別表第十六の規定は、昭和五十四年度の予算に係る国との補助金から適用する。
2	昭和五十四年四月一日において現に施行されていた土地改良事業で、当該事業に要する費用につき昭和五十三年度以前の予算に係る国との補助金が交付されたもの（以下「昭和五十四年経過措置対象事業」という。）についての昭和五十四年度以後の予算に係る国との補助については、なお従前の例による。
1	この政令は、公布の日から施行する。
2	昭和五十四年四月一日において現に施行されていた土地改良事業で、当該事業に要する費用につき昭和五十三年度以前の予算に係る国との補助金が交付されたもの（以下「昭和五十四年経過措置対象事業」という。）についての昭和五十四年度以後の予算に係る国との補助については、なお従前の例による。
1	この政令は、公布の日から施行する。
2	昭和五十七年四月一日から施行する。
1	この政令による改正後の規定は、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間（以下「特例適用期間」という。）における各年度の予算に係る国との負担又は補助（昭和五十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和五十七年度以降の年度に支出すべきものとされた国との負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予
2	この政令による改正後の規定は、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間（以下「特例適用期間」という。）における各年度の予算に係る国との負担又は補助（昭和五十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和五十七年度以降の年度に支出すべきものとされた国との負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予

算に係る国の負担又は補助で昭和五十七年度以降の年度に繰り越されたものにより実施される土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五八年九月二四日政令第二〇一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二六日政令第二七四号)

この政令は、昭和五十九年三月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年五月二日政令第一二三号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の附則第十四項の規定は、昭和五十九年度の予算に係る国の補助金から適用する。

附 則 (昭和五九年一二月二一日政令第三四五号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、土地改良法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第五十六号)の施行の日(昭和五十九年十二月二十二日)から施行する。ただし、第六条第三項、第七条第二項、第八条、第十七条の三第一項から第三項まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条第二項及び第四十二条の改正規定並びに次項の規定は、昭和六十年二月一日から施行する。
- 2 昭和六十年一月三十一日までに改正前の土地改良法施行令第六条第三項の規定により総代の選挙につき選挙の期日の告示があつた土地改良区における当該選挙については、前項たゞし書に規定する改正規定の施行後においても、なお従前の例による。
- 3 1 この政令は、公布の日から施行する。

第六条及び第八条から第十二条までの規定による改正後の政令の昭和六十年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く)、同年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年度以降の年数に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助で昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

- 附 則** (昭和六〇年五月一八日政令第一二八号) 抄
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
 - 2 附 則 (昭和六〇年七月三〇日政令第二四二号)
 - 1 この政令は、公布の日から施行する。
 - 3 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月三一日政令第六二号) 抄

(施行期日)
この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

- 1 附 則 (昭和六一年三月三一日政令第六二号)
 - 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前にこの政令による改正前の土地改良法施行令(以下「旧令」という。)第五十条の三第二項、第四項又は第六項(これらの規定を旧令第五十条の四第一項、第五十条の五第二項及び第五十条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定により得た同意、旧令第五十条の三第三項又は第六項の規定により経た市町村の議決、旧令第五十条の三第四項又は第六項(これらの規定を旧令第五十条の四第二項、第五十条の五第二項及び第五十条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定により行つた公告は、それぞれこの政令による改正後の土地改良法

施行令(以下「新令」という。)第五十条の三第二項、第四項又は第六項の規定により得た同意、新令第五十条の三第三項又は第六項の規定により経た市町村の議決、新令第五十条の三第四項又は第六項の規定により経た土地改良区の総会の議決及び新令第五十条の三第七項の規定により行つた公告とみなす。

附 則 (昭和六一年五月八日政令第一五一号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年八月一九日政令第二七九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年八月一九日政令第二七九号) 抄

(施行期日)

- 1 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 1 この政令の施行の際現に土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行つている同項第二号の事業(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)により行うものその他国の所有に属する土地について行うものに限る。)については、改正後の土地改良法施行令附則第二十七項及び第二十八項の規定は、適用しない。
- 3 1 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 4 1 この政令(第一条の規定を除く。)による改正後の政令の規定は、昭和六十二年度及び昭和六十三年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く)、昭和六十二年度及び昭和六十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに昭和六十二年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
- 5 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 6 1 この政令は、公布の日から施行する。

二項の規定により当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から徴収する次の各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第五十三条第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める年度から起算するものとする。

一 旧令第五十条の三第五項の特定工事（農業用用排水施設の新設又は変更に係るものに限る。）が完了する以前において、イに掲げる第一種特定工事及びロに掲げる第二種特定工事のうちハに掲げる指定工程を除く工事（以下「第一種特定工事等」という。）が完了し、かつ、同項の特定受益地につき法第三条に規定する資格を有する者から旧令第五十二条第五項の特定事業費額に係る当該負担金（当該第一種特定工事等に係る事業の部分に要する費用の額（次条第十項とが適當であると都道府県が認める場合、当該第一種特定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年）度）

第一号において「第一種特定工事等事業費額」という。）に係る負担金に限る。）を徴収することが適當であると都道府県が認める場合、当該第一種特定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年）度）

二 第一号において「第一種特定工事等事業費額」という。）に係る負担金に限る。）を徴収することが適當であると都道府県が認める場合、当該第一種特定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年）度）

イ 第一種特定工事（当該特定工事のうちロに掲げる第二種特定工事以外の工事をいう。）

ロ 第二種特定工事（当該特定工事のうち、ハに掲げる指定工程を含む工事をいう。）

ハ 指定工程（土地改良事業計画に定める農業用用排水施設の機能が当該農業用用排水施設の新設又は変更に係る工事による地盤又は地下水位の状況の変化に起因して低下することを防止するため必要なものとして農林水産大臣が指定する工程をいう。以下同じ。）

二 第一項の規定により国が行う土地改良事業のうち平成五年改正令の施行の際現に国が行つているもの（農業用用排水施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含むものに限り、）が完了する以前において、イに掲げる第一種工事及びロに掲げる第二種工事のうち指定工程を除く工事（以下この号において「第一種工事等」という。）が完了し、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該第一種工事等に係る事業の部分に要する費用の額に係る当該負担金を徴収することが適當であると都道府県が認める場合、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年）度）

イ 第一種工事（当該土地改良事業の工事（旧令第五十条の三第五項の特定工事を除く。ロにおいて同じ。）のうちロに掲げる第二種工事以外の工事をいう。）

ロ 第二種工事（当該土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事をいう。）

第三条 次に掲げる規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第八十五条

第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請又は法第八十七条の二第一項若しくは第六項の規定による申請又は法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、前三項の規定にかかる等」という。）が行われた国営土地改良事業（前条第一項に規定するものを除く。）について適用し、施行日前に申請等が行われた国営土地改良事業（以下この条において「平成元年経過措置対象事業」という。）については、なお従前の例による。

一 新令第五十二条第一項及び第二項、第五十二条の二第一項、第三項及び第七項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十三条の四第一項及び第二項並びに新令附則第五項、第六項、第七項及び第二十二項

平成三年度及び平成四年度においては、平成元年経過措置対象事業に要する費用に対する前項の規定により従前の例によるものとされる都道府県の負担に係る金額の算定については、当該平成元年経過措置対象事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる都道府県の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の十 百分の十一 百分の十五	百分の二十一 百分の二十一 百分の二十五
------------------------	----------------------------

3 平成五年度以降の年度においては、平成元年経過措置対象事業に要する費用に対する第一項の規定により従前の例によるものとされる都道府県の負担に係る金額の算定については、当該平成元年経過措置対象事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる都道府県の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。	百分の二十六 百分の三十一 百分の三十一 百分の三十六 百分の三十四 百分の四十五 百分の五十
百分の十五 百分の二十 百分の二十一 百分の二十一 百分の二十一 百分の二十一 百分の二十一	百分の三十一 百分的三十 百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一
百分の二十 百分的二十 百分的二十 百分的二十 百分的二十 百分的二十 百分的二十	百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一
百分的二十一 百分的二十一 百分的二十一 百分的二十一 百分的二十一 百分的二十一 百分的二十一	百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一
百分的二十一 百分的二十一 百分的二十一 百分的二十一 百分的二十一 百分的二十一 百分的二十一	百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一 百分的三十一

4 平成元年経過措置対象事業のうちその要する費用の額に国消費税等相当額が含まれるものにつき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、前三項の規定にかかる等、次に掲げる額を合計して得た額とする。	百分の四十五 百分的四十五
一 国の消費税等相当額	百分的四十五 百分的四十五

5 当該事業に要する費用の額から国消費税等相当額を控除して得た額を当該事業に要する費用の額とみなして、前三項の規定により算定される負担金の額	百分的四十五 百分的四十五
一 国の消費税等相当額	百分的四十五 百分的四十五

6 平成元年経過措置対象事業に係る前条第七項に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの（前項に規定する国消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。）の支払方法については、第一項の規定にかかる等、農林水産大臣が別に定める。	百分的三十九 百分的三十九
一 平成元年経過措置対象事業のうち土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第二百三十九号）の施行の日以後に土地改良事業計画の変更が行われたもの（小規模農業用の用水施設の新設、廃止又は変更の工事で農林水産大臣の指定するもの（以下「指定小規模用水工事」という。）の追加に係るものに限る。以下「特定事業」という。）につき法第九十条第一項の規定	百分的三十九 百分的三十九

により都道府県に負担させる負担金の額は、第一項の規定にかかるらず、次に掲げる額を合計して得た額とする。

一 当該指定小規模用水工事に係る費用の額の百分の五十に相当する額に、その額に対応する借入金についての当該特定事業の施行期間中に係る利息の額を加えて得た額

二、当該特定事業に要する費用の額から当該指定小規模用水工事に係る費用の額を控除して得た額（当該特定事業に要する費用の額から当該指定小規模用水工事に係る費用の額を控除して得た額）

額を当該特定事業に要する費用の額とみなして第一項の規定による徴前の例により算定される負担金の額

。北海道の区域内において行う特定事業についての前項第一号の規定の適用については、平成四年度までの間、同号中「百分の五十一」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の五十二」とある

のは「百分の四十七」とする。この「四十七」は、日本語で「四七」と読む。

前項の規定の平成二年度から平成四年度までの各年度における適用については、同項中「百分の四十五」とあり、及び「百分の四十七」とあるのは、「百分の五十」とする。

平成元年経過措置対象事業のうち平成五年改正令の施行の際現に国が行っているもの（農業用排水施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含むもの）に限る。以下この項における

（平成五年継続中経過措置対象事業）について、法第九十条第二項の規定により当該

平成五年継続中経過措置対象事業の施行に係る地域内における土地につき法第三条に規定する資格を有する者から徴収する次の各号に掲げる負担金に係る元利均等年元賦支払の支払期間は、第一項

の規定にかかるわらず、当該各号に定める年度から起算するものとする。
一　令第五十条の三第五項の特定工事（農業用非排水施設の新設又は変更に係るものに限る。）

が完了する以前において、第一種特定工事等が完了し、かつ、同項の特定受益地につき法第三

条に規定する資格を有する者から旧令第五十二条第五項の特定事業費額に係る当該負担金（第一種特定工事等事業費額に係る負担金に限る。）を徴収することが適当であると都道府県が認

の場合、当該第一種特定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の収支を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度。

二 平成五年継続中経過措置対象事業の工事の一部であつて、当該工事の一部が完了した場合に

おいて新令附則第二十七項の規定により当該平成五年継続中経過措置対象事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から徴収する負担金のうち当該完了

した工事に係る事業の部分に応する負担金の部分を当該平成五年継続中経過措置対象事業が完了する以前に数回するごとに適当でらうと都道府県は忍らるる（次号ごろにて「忍定工事」）。

（「さる以前に御叱でござることが通じてあると都道府県の話である。その（沙矢においては）語文（口語）という。）のうち農業用排水施設の新設又は変更に係るもの（以下この号において「認定施

設工事」という。)が完了する以前において、イに掲げる第一種認定施設工事及びロに掲げる第二種認定施設工事のうち指定工事を除く工事(以下この号において「第一種認定施設工事

等」という。)が完了し、かつ、当該平成五年継続中経過措置対象事業の施行に係る地域内にわざと二つも去る第三条に規定する者等と有する者ハ、(当該第一重忍室監修工事等に係る事務

ある土地につき法定第三条に規定する資格を有する者から当該第一種認定施設工事等に係る事業の部分に要する費用の額に係る当該負担金を徴収することが適當であると都道府県が認める場

合 当該第一種認定施設工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度

イ 第一種認定施設工事（当該認定施設工事のうち口に掲げる第一種認定施設工事以外の工事
等）。

□ 第二種認定施設工事（当該認定施設工事のうち、指定工程を含む工事をいう。）

三 平成五年継続中経過措置対象事業が完了する以前において、イに掲げる第一種工事及びロに掲げる第二種工事のうち指定工事を除く工事（以下この号において「第一種工事等」という。）

が完了し、かつ、当該平成五年継続中経過措置対象事業の施行に係る地域内にある土地につき去第三点を(見三)つ目各の百一〇番、(右該第一重一事等)二〇〇〇年三月三十日付の原

法第三条に規定する資格を有する者から当該第一種工事等に係る事業の部分に要する費用の額に係る当該負担金を徴収することが適当であると都道府県が認める場合 当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上上の同意を得て指定する年度

イ 第一種工事（当該平成五年継続中経過措置対象事業の工事（旧令第五十条の三第五項の特定工事又は認定工事を除く。ロにおいて同じ。）のうちロに掲げる第二種工事以外の工事をいう。）

ロ 第一種工事（当該平成五年継続中経過措置対象事業の工事のうち、指定工程を含む工事をいう。）

次に掲げる規定は、施行日以後にその工事に着手した土地改良事業（法第二百二十六条の規定により国が補助するものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前にその工事に着手した土地改良事業（以下「施行日前事業」という。）については、なお従前の例による。

一 新令附則第九項、第十六項、第二十一項及び第二十三項並びに新令別表第一、別表第五、別表第七及び別表第八

前事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助の割合であつて百分の四十五とされるものは、百分の五十とする。

附則（平成二年三月三一日政令第九六号）

この政令は、平成二年四月一日から施行する。

平成二年三月三十一日において過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域に該当した地域（この政令の施行の際現に過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域に該当する地域を除く。）でこの政令の施行の際に施行されている土地改良事業であつて、当該事業に要する費用につき平成元年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成二年度から平成六年度までの予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

(施行期日) 二〇一〇年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正前の土地改良法施行令（以下「旧令」という。）第五十条第二項第三号に掲げる土地改良事業及びこれと併せて行う同項第四号に掲げる土地改良事業（同項に規定する金の二割又は十町をもつて行つては限る。）並つて、この並行して更なる開拓地を造成する

政令の施行前に開始されたものについては、この政令による改正後の土地改良法施行令（以下「新令」という。）第五十条第二項の規定にかかるらず、土地改良法（以下「法」という。）第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が行うべきことを申請することができる。

及び旧令附則第二十一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。
第一項の規定による二地改良事業につき、二つ前項の規定による二つ効力は

第一項の規定に、都道府県が行、二項は政事美徳についての罰則の規定に、これらを交換する有するものとされる旧令第七十八条第二項第二号の二の規定の平成三年度及び平成四年度における

4. 適用については、同表中「百分の六十」とあるのは、「百分の五十五」とする。
第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業についての第二項の規定によるその効力
は、第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業についての規定によるものと同一である。

適用については、同号中「百分の六十」とあるのは、「百分の五十」とする。

二第一項若しくは第八十五条の第三第一項若しくは第六項の規定による申請又は法第八十七条の二

第一項の規定による土地改良事業計画の作成（次項において「申請等」という。）が行われた国営土地改良事業（次項第二号に掲げるものを除く。以下二の条において「平成二年度前継続事業

業」という。)についての新令第五十二条第一項第一号及び第二項第一号の規定の平成二年一度に

わける適用は置いては同条第一項第一号中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十一」と同

新令附則第五項、第二十項及び第二十一項の規定は、次に掲げる国営土地改良事業について適用し、平成二年度前継続事業については、なお従前の例による。

一 施行日以後に申請等が行われた国営土地改良事業

二 旗行日首に日語等が行われたが目管ニ坡記貢事美の、セセ旗行日以後ニ坡記貢事美語面の交換
更が行われたもの（小規模の農業用の用水施設の新設、廃止又は変更の工事で農林水産大臣の

指定するものの追加に係るものに限る。)
平成三年度及び平成四年度においては、平成二年度前継続事業に要する費用に対する前項の規定により従前の例によるものとされる都道府県の負担に係る金額の算定については、当該平成二年度前継続事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる都道府県の負

担の割合（その上限又は下限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の十 百分の十五 百分的二十 百分的三十	百分的二十 百分的二十五 百分的三十 百分的三十五
百分の十 百分の十五 百分的二十 百分的三十	百分的二十 百分的二十五 百分的三十 百分的三十五
百分の十 百分的十五 百分的二十 百分的三十	百分的二十 百分的二十五 百分的三十 百分的三十五
百分の十 百分的十五 百分的二十 百分的三十	百分的二十 百分的二十五 百分的三十 百分的三十五
百分の十 百分的十五 百分的二十 百分的三十	百分的二十 百分的二十五 百分的三十 百分的三十五

第四条 新令第七十八条第二項及び新令附則第二十一項の規定は、施行日以後にその工事に着手した土地改良事業（法第二百二十六条の規定により国が補助するものに限る。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前にその工事に着手した土地改良事業（以下の条において「施

2 行日前事業」という。)について、なお従前の例による。
平成三年度及び平成四年度においては、都道府県又は市町村が行う施行日前事業に要する費用に対する前項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助に係る金額の算定については、当該施行日前事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

三分の二 百分の六十五 百分の六十 百分の五十五
百分の五十五 百分の五十二 百分の五十 百分の五十一
平成五年度以降の年度においては、都道府県又は市町村が行う施行日前事業に要する費用に対する第一項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助に係る金額の算定については、当該施行日前事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

三分の二 百分の六十五 百分の六十五 百分の五十五 百分の五十 百分の五十 百分的五十 百分の四十 百分の四十	百分の五十 （農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の五十五） （農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の五十五） （農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の五十五） （農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の四十五）
---	---

4 平成五年度以降の年度においては、旧令第七十七条各号に掲げる者が行う施行日前事業（北海道、沖縄県、奄美群島又は離島の区域内において行うものに限る。）に要する費用に對する第一項の規定により從前の例によるものとされる同項の國の補助に係る金額の算定については、當該施行日前事業に要する費用に係る同項の規定により從前の例によるものとされる同項の國の補助の割合であつて百分の四十とされるもののうち農業用道路の変更（舗装のみを目的とするものに限る。）に要する事業費に係るものにあつては、百分の四十五とする。

5 施行日前事業のうち、区画整理でその施行に係る区域内における効率的かつ安定的な農業經營を営み、又は営むこと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与することが明らかなものとして農林水産大臣が定める基準に該当するものであつて、都道府県が土地改良法施行令及び沖縄

百分の十五
百分の二十
百分の二十五
百分の三十
百分の四十五
百分の五十
百分の二十
百分の十五
百分の二十
百分の十五
百分の十五

（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の十五）

附則
(平成三年七月一七日政令第二三八号)

附則
(平成三年七月一七日政令第二三八号)

2 この政令（第一条の規定を除く。）による改正後の政令の規定は、平成三年度及び平成四年度（平成三年度の特例に係るものにあっては、平成三年度とする。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）、平成三年度及び平成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度（平成三年度の特例に係るものにあっては、平成四年度とする。以下この項において同じ。）以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

事業でその施行に係る区域内における効率的かつ安定的な農業経営を當み、又は當むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与することが明らかなものとして農林水産大臣が定める基準に該当するものであつて、都道府県が土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第二百四十一号）による改正後の土地改良法施行令第五十条第三項に規定する農用地利用集積促進土地改良整備計画を定め、当該農用地利用集積促進土地改良整備計画に従つて行うものに要する費用に対する第一項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助に係る金額の算定については、当該施行日前事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助の割合であつて百分の四十五とされるものは、百分の五十とする。

2 この政令による改正後の附則第六項の規定は、この政令の施行の日以後に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請、同法第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の作成又は同法第八十八条第一項の規定による応急工事計画の作成（以下この項において「申請等」という。）が行われた国営土地改良事業について適用し、この政令の施行の日前に申請等が行われた国営土地改良事業（次項において「施行日前事業」という。）については、なお従前の例による。

3 平成五年度以降の年度においては、施行日前事業を要する費用に付する前項の規定により從前の例によるものとされる都道府県の負担に係る金額の算定については、当該施行日前事業を要する費用に付する同項の規定により從前の例によるものとされる都道府県の負担の割合（その上限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とす
る。

附 則（平成三年一〇月一四日政令第三二二号）

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三年十一月一日から施行する。ただし、第一条の規定（土地改良法施行令第五十条の二の四の改正規定を除く。）及び第二条中農用地整備公团法施行令附則第十一條第一項の改正規定並びに附則第三条、第四条及び第六条から第八条までの規定は、平成四年四月一日から施行する。

附 則

(平成四年七月一五日政令第二四七号)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令による改正後の土地改良法施行令附則第十四項及び別表第十八の規定は、この政令の施行の日以後にその工事に着手した土地改良事業（土地改良法第二百二十六条の規定により国が補助するものに限る。以下この条において同じ。）について適用し、この政令の施行の日前にその工事に着手した土地改良事業（次項において「施工日前事業」という。）については、なお従前の例による。

第二条 この政令による改正後の土地改良法施行令附則第十四項及び別表第十八の規定は、この政令の施行の日以後にその工事に着手した土地改良事業（土地改良法第二百二十六条の規定により国が補助するものに限る。以下この条において同じ。）について適用し、この政令の施行の日前にその工事に着手した土地改良事業（次項において「施工日前事業」という。）については、なお従前の例による。

2 平成五年度以降の年度においては、都道府県又は市町村が行う施行日前事業に要する費用に対する前項の規定により従前の例によるものとされる國の補助に係る金額の算定については、当該施行日前事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる同項の國の補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の八十五	三分の二
百分の七十五	三分の二
百分の七十	三分の二
百分の六十五	三分の二
百分の五十五	三分の二
百分の五十	三分の二

附 則

(平成五年三月三一日政令第九三号) 抄

1 この政令は、平成五年四月一日から施行する。

2 平成五年度以降の年度においては、都道府県又は市町村が行う施行日前事業に要する費用に対する前項の規定により従前の例によるものとされる國の補助に係る金額の算定については、当該施行日前事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる同項の國の補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の八十五	三分の二
百分の七十五	三分の二
百分の七十	三分の二
百分の六十五	三分の二
百分の五十五	三分の二
百分の五十	三分の二

附 則

(平成五年一〇月二〇日政令第三三八号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

(経過措置)

第一条 この政令の施行の際現に行われている国営土地改良事業につき、土地改良法（以下「法」という。）第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる平成四年度までの各年度の負担金の額の算定については、なお従前の例による。

第二条 この政令による改正後の土地改良法施行令（以下「新令」という。）第五十二条の二第七項、第五十三条第二項及び第五十三条の三第二項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請又は法第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の作成（以下この項及び次項において「申請等」という。）が行われた国営土地改良事業について適用し、施行日前に申請等が行われた国営土地改良事業については、なお従前の例による。

3 施行日前に申請等が行われた国営土地改良事業のうち農業用排水施設の新設者しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含むもの（以下この条において「経過措置対象事業」という。）につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金のうち次の各号に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める年度とする。

一 農林水産大臣が、この政令による改正前の土地改良法施行令（以下「旧令」という。）第五十条の三第五項の特定工事（農業用排水施設の新設又は変更に係るものに限る。以下この条において「経過措置対象特定工事」という。）の完了する以前において、イに掲げる第一種特定工事及びロに掲げる第二種特定工事のうちハに掲げる指定工程を除く工事（以下この条において「第一種特定工事等」という。）が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち旧令第五十二条第五項の特定事業費額（以下この条において単に「特定事業費額」という。）に係る部分の額（当該第一種特定工事等に係る事業の部分に要する費用の額（以下この条において「第一種特定工事等事業費額」という。）に係る部分の額に限る。）を負担させることが適當であると認める場合、当該第一種特定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が当該都道府県の同意を得て指定する年度

イ 第一種特定工事（当該経過措置対象特定工事のうちロに掲げる第一種特定工事以外の工事をいいう。）

ロ 第二種特定工事（当該経過措置対象特定工事のうち、ハに掲げる指定工事を含む工事をいう。）

ハ 指定工程（土地改良事業計画に定める農業用排水施設の機能が当該農業用排水施設の新設又は変更に係る工事による地盤又は地下水位の状況の変化に起因して低下することを防止するため必要なものとして農林水産大臣が指定する工程をいう。以下この項において同じ。）

二 農林水産大臣が、旧令第五十二条の二第七項第三号の指定工事（農業用排水施設の新設又は変更に係るものに限る。以下この条において「経過措置対象指定工事」という。）の完了する以前において、イに掲げる第一種指定工事及びロに掲げる第二種指定工事のうち指定工事を除く工事（以下この条において「第一種指定工事等」という。）が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち同号の指定事業費額（以下この条において単に「指定事業費額」という。）に係る部分の額（当該第一種指定工事等に係る事業の部分に要する費用の額（以下この条において「第一種指定工事等事業費額」という。）に係る部分の額に限る。）を負担させることが適當であると認める場合、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が当該都道府県の同意を得て指定する年度

イ 第一種指定工事（当該経過措置対象指定工事のうちロに掲げる第二種指定工事以外の工事をいう。）

ロ 第二種指定工事（当該経過措置対象指定工事のうち、ハに掲げる第一種指定工事を含む工事をいう。）

ハ 指定工程（土地改良事業計画に定める農業用排水施設の機能が当該農業用排水施設の新設又は変更に係る工事による地盤又は地下水位の状況の変化に起因して低下することを防止するため必要なものとして農林水産大臣が指定する工程をいう。以下この項において同じ。）

二 農林水産大臣が、旧令第五十二条の二第七項第三号の指定工事（農業用排水施設の新設又は変更に係るものに限る。以下この条において「経過措置対象指定工事」という。）の完了する以前において、イに掲げる第一種指定工事及びロに掲げる第二種指定工事のうち指定工事を除く工事（以下この条において「第一種指定工事等」という。）が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち同号の指定事業費額（以下この条において単に「指定事業費額」という。）に係る部分の額（当該第一種指定工事等に係る事業の部分に要する費用の額（以下この条において「第一種指定工事等事業費額」という。）に係る部分の額に限る。）を負担させることが適當であると認める場合、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が当該都道府県の同意を得て指定する年度

きものとされた国の補助及び平成七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成八年七月三一日政令第二二二八号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に行われている第五十条第一項第一号に掲げる土地改良事業(農業用排水施設の管理であつて、当該事業に要する費用につき平成七年度の予算に係る国の補助金が交付されたものに限る。)であつて、この政令の施行後になおこの政令による改正前の土地改良法施行令別表第一の四の項の(一)の基準に該当しているものについての平成八年度以後の予算に係る事業費に関する国の補助については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年二月一九日政令第一一七号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年一〇月八日政令第三一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日前にその工事に着手したこの政令による改正前の土地改良法施行令第五十条第一項第七号の八口、第十一号及び第十一号に掲げる土地改良事業に要する費用についての国の補助については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年一一月五日政令第三五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の土地改良法施行令第七十八条第三項第一号及び森林法施行令第五条の二の規定は、平成十年度以降の年度の予算に係る国の補助(平成九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助を除く。)について適用し、平成九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成九年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年五月二〇日政令第一一七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正前の土地改良法施行令(以下「旧令」という。)第七十八条第五項に規定する土地改良事業(市町村又は旧令第七十七条各号に掲げる者が行うものに限る。)並びに旧令別表第四の四の項の(一)及び別表第十三の三の項に規定する土地改良事業に要する費用についての国の補助については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一〇月一一日政令第三一五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日前にその工事に着手したこの政令による改正前の土地改良法施行令(以下「旧令」という。)第七十八条第五項に規定する土地改良事業(市町村又は旧令第七十七条各号に掲げる者が行うものに限る。)並びに旧令別表第四の四の項の(一)及び別表第十三の三の項に規定する土地改良事業に要する費用についての国の補助については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一〇月一一日政令第三一五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日前にその工事に着手したこの政令による改正前の土地改良法施行令(以下「旧令」という。)附則第四項に規定する土地改良事業については、なおその効力を有する。この政令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成一一年一二月二二日政令第四一六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(土地改良法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 (この政令の施行前に第三条の規定による改正前の土地改良法施行令第七十九条の規定により権限を委任された都道府県知事が地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第二百四十七条の規定による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号。以下この条において「旧土地改良法」という。)第百三十二条第二項の規定により報告を徴し、若しくは検査を行った場合又は旧土地改良法第百三十四条の二の規定による命令をした場合については、第三条の規定による改正後の土地改良法施行令(次項において「新土地改良法施行令」という。)第七十九条第三項及び第五項の規定は、適用しない。

2 この政令の施行前に農林水産大臣が旧土地改良法第百三十二条第二項の規定により報告を徴し、又は検査を行った場合には、新土地改良法施行令第七十九条第四項の規定は、適用しない。

附 則 (平成一二年二月一六日政令第三七号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの政令による改正規定の適用については、第十二条の規定による都市再開発法施行令第四条の二第一項の改正規定並びに第十五条の規定による旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行令第十九条第二項及び第三項の改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年三月三一日政令第一一七五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 土地改良法施行令の一部改正に伴う経過措置

第七条 特定市町村においてこの政令の施行の際に現に施行されている土地改良事業であつて、当該事業に要する費用につき平成十一年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成十二年度から平成十六年度までの予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年九月二七日政令第四三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正前の土地改良法施行令(以下「旧令」という。)第四十九条第一項第三号に掲げる土地改良事業、これと併せて行う同項第四号に掲げる土地改良事業及び同項第五号から第八号までに掲げる土地改良事業であつて、その施行に必要な事前の調査がこの政令の施行前に開始されたもののうち、農林水産大臣が指定するものについては、この政令による改正後の土地改良法施行令(以下「新令」という。)第四十九条第一項の規定にかかるべく、土地改良法(以下「法」という。)第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により国が行うべきことを申請することができる。

2 前項の規定により国が行う土地改良事業については、旧令第五十二条第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

		十二年度に支出すべきものとされた國の補助を除く。)について適用し、平成二十一年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度に支出すべきものとされた國の補助及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で平成二十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
第三条	この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定による申請が行われた第一条の規定による改正前の土地改良法施行令(以下「旧令」という。)附則第八項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。	
2	この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第二項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請が行われた旧令附則第十項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。	
	(施行期日) 附則 (平成二十三年三月三一日政令第七二号) 抄	
第一条	この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。 (経過措置)	
第二条	この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定による申請が行われたこの政令による改正前の附則第七項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。	
	附則 (平成二十三年七月二九日政令第二三五号) 抄 (施行期日)	
第一条	この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年八月一日)から施行する。	
	附則 (平成二十三年一月二十四日政令第三四八号) 抄 (施行期日)	
第一条	この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から施行する。	
	(平成二四年四月六日政令第一二八号) 抄 (施行期日)	
第一条	この政令は、公布の日から施行する。 (経過措置)	
第二条	この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定による申請が行われたこの政令による改正前の附則第十項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。	
	附則 (平成二十五年五月一六日政令第一五二号) 抄 (施行期日)	
1	この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五十一条の二の改正規定は、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。	
	附則 (平成二六年二月二六日政令第四六号) 抄 (施行期日)	
第一条	この政令は、法の施行の日(平成二十六年三月一日)から施行する。 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。	
	附則 (平成二六年三月二八日政令第九五号) 抄 (施行期日)	
第一条	この政令は、改正法の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。	
	附則 (平成二七年一月三〇日政令第三〇号) 抄 (施行期日)	
第一条	この政令は、公布の日から施行する。 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。	
	附則 (平成二七年四月一〇日政令第二〇六号) 抄 (施行期日)	
第一条	この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。 附則 (平成二七年四月一〇日政令第二〇六号) 抄 (施行期日)	
第一条	この政令は、公布の日から施行する。 附則 (平成二七年一月二六日政令第三九二号) 抄 (施行期日)	
第一条	この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。 (経過措置)	
第二条	行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。	
	附則 (平成二八年一月二九日政令第二七号) 抄 (施行期日)	
第一条	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。 (土地改良法施行令の一部改正に伴う経過措置)	
第四条	この政令の施行の日(附則第十条第二項において「施行日」という。)前に第四条の規定による改正前の土地改良法施行令(以下この条において「旧土地改良法施行令」という。)第七十二条第二項の規定により読み替えて適用する旧土地改良法施行令第七十一条の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、第四条の規定による改正後の土地改良法施行令(以下この条において「新土地改良法施行令」という。)第七十二条第二項の規定により読み替えて適用する新土地改良法施行令第七十一条の規定により同条の都道府県機構が述べた意見とみなす。	
	附則 (平成二八年三月三一日政令第一六九号) 抄 (施行期日)	
第一条	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。 (経過措置)	
第二条	土地改良法第八十五条第一項に規定する国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が平成二十七年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。	
	附則 (平成二九年三月三一日政令第八九号) 抄 (施行期日)	
第一条	この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。 (経過措置)	
第二条	この政令による改正前の土地改良法施行令附則第二項に規定する土地改良事業であつて、その施行に必要な事前の調査がこの政令の施行前に開始されたもののうち、農林水産大臣が指定するものの申請については、なお従前の例による。	
	附則 (平成二九年五月一九日政令第一四六号) 抄 (施行期日)	
1	この政令は、公布の日から施行する。 附則 (平成二九年五月二六日政令第一五一号) この政令は、公布的日から施行する。	
	附則 (平成二九年九月一五日政令第二四一号) 抄 (施行期日)	
第一条	この政令は、改訂法の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。	
	附則 (平成二六年三月三一日政令第一五三号) この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。	
附則	(平成二七年一月三〇日政令第三〇号) 抄 (施行期日)	

附 則 (平成三十一年一〇月一七日政令第二九四号) 抄

1 (施行期日) この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中土地改良法施行令第一の九から第三条までの改正規定、同令第三条の二の改正規定（法第九十五条第三項及び法）を「第九十五条第三項及び」に改める部分に限る。）、第四十八条の四（見出しを含む。）の改正規定、同令第四十八条の四の二の改正規定（第三条の二）を「第四条」に改める部分を除く。）、第五十条の二の十一の次に一条を加える改正規定、同令第五十二条、第五十二条の二第四項及び第五十三条第二項の改正規定、同令第五十三条の十三を同令第五十三条の十五とし、同令第五十三条の十二の二を同令第五十三条の十四とし、同令第五十三条の十二の次に一条を加える改正規定、同令第七十二条第一項第一号、第七十二条の二、第七十二条の三、第七十二条の六、第七十三条及び第七十八条第一項第一号から第四号までの改正規定並びに同令附則第二条及び第三条の改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 土地改良法の一部を改正する法律の施行の際現在に在任している総代並びにその手続が開始されている土地改良区の総代の選挙及び当該選挙により選任される総代については、第一条の規定による改正前の土地改良法施行令第四条から第四十五条まで及び第四十七条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成三十一年三月二九日政令第一一〇号)

1 (施行期日) この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 土地改良法の施行前に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請が行われたこの政令による改正前の土地改良法施行令附則第三条第一項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年九月一一日政令第一〇二号) 抄

(施行期日) この政令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中土地改良法施行令第二条、第三条第一項及び第二項並びに第六条第一項の改正規定 公布の日

二 第三条中農地法施行令第三十条第一項の改正規定、第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六条から第八条まで及び第十条の規定並びに次条から附則第四条までの規定 改正 法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）

附 則 (令和二年三月三〇日政令第九〇号)
この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則 (令和三年三月三一日政令第九〇号)
この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日政令第一三七号) 抄

(施行期日) この政令は、令和三年四月一日から施行する。

(土地改良法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 特定市町村の区域（法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。附則第九条第一項において同じ。）内においては、令和三年度から令和九年度までの各年度、次項及び附則第九条において同じ。）の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

事業費の区分	別表第一（第七十八条第一項第一号関係）	補助の割合
一(一) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	この政令は、令和六年四月一日から施行する。	百分の五十五
二(一) 第五十条第一項第一号の五に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	この政令は、令和六年四月一日から施行する。	百分の五十五
(二) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	この政令は、令和六年四月一日から施行する。	百分の五十五
(三) 第五十条第一項第三号に掲げる事業に要する事業費	この政令は、令和六年四月一日から施行する。	百分の五十五
(四) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	この政令は、令和六年四月一日から施行する。	百分の五十五
(五) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうちシラスで覆われている地域において行う農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費	この政令は、令和六年四月一日から施行する。	百分の五十五

<p>(六) 第五十条第一項第四号の四に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(七) 第五十条第一項第七号の二に掲げる事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が農用地の土壤又はかんがい用排水の汚染の原因等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(八) 第五十条第一項第七号の四に掲げる事業のうち地下水の採取による地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるものであつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(九) 第五十条第一項第七号の八に掲げるものに要する事業費</p> <p>(十) 第五十条第一項第七号の八に掲げる事業に要する事業費</p>
百分の五十
<p>(一一) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業のうち農業用排水施設の新設、廃止又は変更に限る。に要する事業費（三の項の（一）に掲げるものを除く。）</p> <p>(一二) 第五十条第一項第一号の二に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(一三) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業に要する事業費（一の項の（一）に掲げるものを除く。）</p> <p>(一四) 第五十条第一項第一号の五に掲げる事業に要する事業費（一の項の（一）に掲げるものを除く。）</p> <p>(一五) 第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(一六) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業に要する事業費（三の項の（一）に掲げるものを除く。）</p> <p>(一七) 第五十条第一項第一号の五に掲げる事業に要する事業費（一の項の（一）に掲げるものを除く。）</p> <p>(一八) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業の工事であつて、クリーク等の内水面が介在する土地について行うもののうち農林水産大臣が当該工事の内容等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(一九) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業の工事であつて、農林水産大臣が当該工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（この項の（一六）及び（一七）に掲げるものを除く。）</p>

別表第三の三（第七十八条第一項第六号の四及び第十三号関係）

当するもの	する場合に	該区分に応ずるこの表の補助の割合	の欄に掲げ
除塩事業に要する事業費（三の項の（一）に掲げるものを除く。）			
二 土地改良施設の突発事故被害の復旧であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費			
三（一）除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費 （二）土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費（二の項に掲げるものを除く。）			

別表第二（第七十八条第一項第五号関係）

事業費の区分	主として家畜の放牧の目的又は養畜の業務のための採草の目的に供される農用地の造成に要する事業費（二の項に掲げるものを除く。）	法第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業によつて生じた土地にについて行う農用地の造成に要する事業費	百分の四十
百分の五	百分の五十	百分の四十	百分の四十

別表第三（第七十八条第一項第六号関係）

事業費の区分	（一）干拓（農林水産大臣が当該干拓により造成されるべき干拓地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに限る。）に要する事業費（二の項の（一）に掲げるものを除く。）五十	（二）内水面の埋立て（農林水産大臣が当該埋立てにより造成されるべき埋立地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに限る。）に要する事業費	（三）法第八十七条の二第二項第二号イに掲げる事業のうち農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね三百ヘクタール（現に農業用用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とするものの工事のうち農林水産大臣が当該工事に係る施設の規模を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の五
百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五

別表第四（第七十八条第一項第七号関係）

除塩事業に要する事業費（三の項の（一）に掲げるものを除く。）			
二 土地改良施設の突発事故被害の復旧であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費			
三（一）除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費 （二）土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費（二の項に掲げるものを除く。）			
一 除塩事業に要する事業費（三の項の（一）に掲げるものを除く。）			
百分の五	百分の五	百分の五	百分の九

別表第五（第七十八条第一項第六号の三及び第十二号関係）

事業費の区分	（一）農業用用排水施設の変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（二の項の（二）に掲げるものを除く。）十五	（二）農業用用排水施設の変更であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費（一の項の（三）に掲げるものを除く。）	百分の五
百分の五	百分の五	百分の五	百分の五

別表第六（第七十八条第一項第六号の三及び第十二号関係）

事業費の区分	（一）農業用用排水施設の変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（二の項の（二）に掲げるものを除く。）十五	（二）農業用用排水施設の変更であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費（一の項の（三）に掲げるものを除く。）	百分の五
百分の五	百分の五	百分の五	百分の五

排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業に要する事業費（一）の項から四の項まで、この項の（二）から（十）まで、六の項及び七の項に掲げるものを除く。）

八 農業用用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委業費の土地における農業經營の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事

(二) 老朽用排水施設等整備事業に要する事業費 (二の項の(二)及び(四)に掲げるものを除く。)
(三) 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更に要する事業費

(四) 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費(一)の項の(四)に掲げるも

(五) 農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更の工事を
のを除く。)

に要する事業費

新設・廃止又は変更に要する事業費（三の項の（四）、四の項及びこの項の（四）に掲げるものを除く。）又はスボルニコニツカニテモシムシムナシテ、（一）主（二）

(七) 特別な火山噴出物及び花崗岩風化土その他特に侵食を受けやすい性状の土壤（シラスを除く。）で覆われている地域において行う農用地の当該土壤の層の排
除工事を除く。）

(八) 区画整理（法第七条第四項に規定する土地改良事業であつて、法第八条第五項第三号に掲げる場合に該当し、かつ、引き続ぎ農用地として利用されるべき土地

の効率的な利用を確保する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。)の工事であつて、農林水産大臣が当該工事に係る技術の内容等を勘査して定

(九) 公害等防除事業に要する事業費（（一）の項に掲げるものを除く。）

(十) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、公害等防除事業（農業用排水施設その他の施設の管理及び廃止を除く。）と併せて、その事業を行ふことによる

よりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行行に係る地主等の負担を軽減する事が可能となる。この結果、農業生産性の向上が実現され、農業経営の合理化に寄与することが明らかである。

のに要する事業費
（一）農業用排水施設、農業用道路又は土留工その他の施設の新設又は変更であつて、農業用排水施設の整備又は荷役工事に上するところ必要な非課税工事の範囲

廃月場の二場との併せてその事業を行なうに必要があるらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における

農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費（一の項、二の項の（四）並びに五の項の（四）、（九）及び（十）に掲げるものを除く。）

(二) 区画整理（法第七条第四項に規定する土地改良事業に該当するものに限る。）であつて、法第八条第五項第三号に掲げる場合に該当し、かつ、引き続き農用地と

して利用されるべき土地の効率的な利用を確保する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものに要する事業費（五の項の（八）に掲げるものを除く。）

(三) 農業用道路の新設若しくは変更又は区画整理であつて、公害等防除事業（農業用排水施設その他の施設の管理並びに廃止を除く。）と併せて、その事業を行つて、その事業を行う。

とによりこれららの土地改良事業の交響曲が著しく高められ、かゝるその事業によらずしては、この問題は到底解決するものに至らぬ。そこで、この問題を解決するためには、必ずこの問題に係る地域の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかである。

暗渠排水であつて、公害等防除事業と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内に

**別表第五（第七十八條第一項第九号関係
事業費の区分**

事業費の区分	合	補助割
一 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であつて、その計画が農村基盤整備計画（市町村長が農林水産大臣の承認を受けて当該事業の施行に係る地域及びその周辺の地域における農業生産基盤等の総合的な整備に関する構想等について定めたものをいう。以下同じ。）に即しているもの（当該事業に要する費用の総額に占める一の事業に要する費用の額の割合等を勘案して農林水産大臣が定める基準に該当するものであつて、第七十七条各号に掲げる者が行うものに限る。）に要する事業費	五百五十五	百分
二 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業に要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）	五百五十五	百分

別表第六（第七十八条第二項の表北海道の項関係 事業費の区分

(一) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費

(二) 第五十条第一項第一号に掲げる事業であつて、農林水産大臣が農業用道路の幅員、当該事業の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用道路に係るものに要する事業費

(三) 第五十条第一項第二号に掲げる事業であつて、農業振興地域広域整備計画に定められたもののうち農林水産大臣が当該事業の施行に係る地域の気象条件及び当該事業に係る農業用道路の延長、幅員等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費(この項の(二)に掲げるものを除く。)

(四) 第五十条第一項第二号に掲げる事業に要する事業費(この項の(二)及び(三)並びに三の項の(六)に掲げるものを除く。)

(五) 第五十条第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業の工事のうち地目変換に係るものに要する事業費(二の項の(二)に掲げるものを除く。)

(六) 第五十条第一項第三号に掲げる事業に要する事業費

(七) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費

(八) 第五十条第一項第七号の二に掲げる事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が農用地の土壤又はかんがい用排水の汚染の原因等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費

		(二十四) 第五十条第一項第十二号に掲げる事業に要する事業費 (一) 第五十条第一項第一号の四に掲げる事業のうち農業用道路の変更（舗装のみを目的とするものに限る。）に要する事業費 (二) 第五十条第一項第五号の二若しくは第五号の三に掲げる事業又は同項第七号の三に掲げる事業（区画整理に限る。）に要する事業費（三の項の（十三）から（十六）まで及び五の項に掲げるものを除く。） (三) 第五十条第一項第七号の六に掲げる事業のうち農地の区画の地積を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の四十五
別表第七（第七十八条第二項の表北海道の項関係）	事業費の区分	八 第五十条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用用排水施設の管理（法第九十四条第三分の一 林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（六の項に掲げるものを除く。） 九 第五十条第一項第一号の二又は第二号の四に掲げる事業の工事のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものその他の農用地の改良又は保全のため必要なものであつて、当該工事を一の土地改良事業として行うとすれば当該工事に係る施設の規模等又は受益地の地積からみて北海道が行うことを相当とするものに要する事業費	百分の四十
農業用道路の新設又は変更であつて、農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用道路に係るものに要する事業費	補助の割合	七 第五十条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（六の項に掲げるものを除く。） 八 第五十条第一項第一号の二又は第二号の四に掲げる事業の工事のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものその他の農用地の改良又は保全のため必要なものであつて、当該工事を一の土地改良事業として行うとすれば当該工事に係る施設の規模等又は受益地の地積からみて北海道が行うことを相当とするものに要する事業費	百分の三十三
農業用道路の新設又は変更であつて、農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用道路に係るものに要する事業費	各号に掲げるもの	六 第五十条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用用排水施設の管理（法第九十四条第三分の一 林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（六の項に掲げるものを除く。） 七 第五十条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（六の項に掲げるものを除く。） 八 第五十条第一項第一号の二又は第二号の四に掲げる事業の工事のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものその他の農用地の改良又は保全のため必要なものであつて、当該工事を一の土地改良事業として行うとすれば当該工事に係る施設の規模等又は受益地の地積からみて北海道が行うことを相当とするものに要する事業費	百分の三十三

三	(一) 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、交換分合又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業であつて、農林水産大臣がその施行に係る地域内の土地の傾斜度、積雪量等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費(一の項、二の項、この項の(二)から(四)まで、四の項、五の項の(二)から(九)まで及び六の項に掲げるものを除く。)	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十五
(二) 老朽用排水施設等整備事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費(この項の(四)に掲げるものを除く。)	百分の六十	百分の六十	百分の六十	百分の六十	百分の六十
四	(一) 特定地域基盤整備事業に要する事業費 (二) 農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費(三の項の(四)及び五の項の(四)に掲げるものを除く。)	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十五
(三) 農作に特に障害となる石れきの混入している農用地(農林水産大臣が石れきの混入の程度等を勘案して定める基準に該当するものに限る。)について行う当該石れきの排除に要する事業費	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十五
五	(一) 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、交換分合又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業に要する事業費(一の項から四の項まで、この項の(二)から(九)まで及び六の項に掲げるものを除く。)	百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の五十
(二) 老朽用排水施設等整備事業に要する事業費(三の項の(二)及び(四)に掲げるものを除く。)	百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の五十
(三) 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更に要する事業費	百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の五十
(四) 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費(三の項の(四)に掲げるものを除く。)	百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の五十
(五) 農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費	百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の五十
(六) 農業用用排水施設、農業用道路又は土留工その他の施設の新設又は変更であつて、農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費(二の項、三の項の(四)並びにこの項の(四)及び(八)に掲げるものを除く。)	百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の五十

(七) 区画整理（法第七条第四項に規定する土地改良事業であつて、法第八条第五項第三号に掲げる場合に該当し、かつ、引き続き農用地として利用されるべき土地の効率的な利用を確保する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）の工事であつて、農林水産大臣が当該工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	(八) 公害等防除事業に要する事業費（二の項に掲げるものを除く。）	(九) 農業用用排水施設又は農業用道路の新設、廃止又は変更であつて、公害等防除事業（農業用用排水施設その他の施設の管理及び廃止を除く。）併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費
(一) 区画整理（法第七条第四項に規定する土地改良事業に該当するものに限る。）であつて、法第八条第五項第三号に掲げる場合に該当し、かつ、引き続き農用地として利用されるべき土地の効率的な利用を確保する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものに要する事業費（五の項の（七）に掲げるものを除く。）	(二) 区画整理であつて、公害等防除事業（農業用用排水施設その他の施設の管理及び廃止を除く。）併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費	(三) 暗渠排水であつて、公害等防除事業と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費
七 農業用用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに限る。八の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用用排水施設に係るものに要する事業費	八 農業用用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する農業用用排水施設に係るものに要する事業費（七の項に掲げるものを除く。）	九 事業費の区分
一 第五十条第一項第二号に掲げる事業に要する事業費	百分の八十五	百分の四十五
二 (一) 第五十条第一項第一号又は第二号の三に掲げる事業に要する事業費	三分の一	百分の四十五
二 (二) 第五十条第一項第一号の二に掲げる事業に要する事業費	百分の三十	百分の四十五
二 (三) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業に要する事業費	百分の三十	百分の四十五
二 (四) 第五十条第一項第二号の二に掲げる事業の工事のうち地目変換に係るものに要する事業費	百分の八十	百分の四十五
二 (五) 第五十条第一項第三号の二に掲げる事業に要する事業費	百分の八十	百分の四十五
二 (六) 第五十条第一項第三号の三に掲げる事業に要する事業費	百分の八十	百分の四十五
二 (七) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費	百分の八十	百分の四十五
二 (八) 第五十条第一項第四号の三に掲げる事業に要する事業費	百分の八十	百分の四十五
二 (九) 第五十条第一項第七号の八に掲げる事業に要する事業費	百分の八十	百分の四十五

四 農業用用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに限る。五の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用用排水施設に係るものに要する事業費	三分の一
五 農業用用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する農業用用排水施設に係るものに要する事業費（四の項に掲げるものを除く。）	百分の三十

別表第十一（第七十八条第二項の表沖縄県の項関係）事業費の区分

一 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であつて、その計画が農村基盤整備計画に即しているものに要する事業費	百分の三十五
二 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業（市町村が行うものに限る。）に要する事業費（二の項に掲げるものを除く。）	七十五分の三
三 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業（市町村が行うものに限る。）に要する事業費（二の項に掲げるものを除く。）	七十五分の三

別表第十二（第七十八条第二項の表奄美群島の項関係）事業費の区分

事業費の区分	補助の割合
一 第五十条第一項第二号に掲げる事業に要する事業費	百分の七十五
二 (一) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (二) 第五十条第一項第二号の二に掲げる事業（徳之島の区域内において行うものに限る。）の工事のうち地目変換に係るものに要する事業費 (三) 第五十条第一項第三号の二に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (四) 第五十条第一項第三号の三に掲げる事業であつて、これに要する費用の額が農林水産大臣が定める額以上の額であるものに要する事業費 (五) 第五十条第一項第七号の七に掲げる事業に要する事業費	百分の七十
三 (一) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業に要する事業費（二の項の（一）三分の一に掲げるものを除く。） (二) 第五十条第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業の工事のうち地目変換に係るものに要する事業費（二の項の（二）に掲げるものを除く。） (三) 第五十条第一項第三号の二に掲げる事業に要する事業費（二の項の（三）に掲げるものを除く。） (四) 第五十条第一項第三号の三に掲げる事業に要する事業費（二の項の（四）に掲げるものを除く。） (五) 第五十条第一項第五号の四に掲げる事業に要する事業費 (六) 第五十条第一項第十一号に掲げる事業に要する事業費	百分の六十五
四 第五十条第一項第五号の四に掲げる事業に要する事業費（農業用用排水施設の新設、廃止又は変更に限る。）に要する事業費 (二) 第五十条第一項第一号の二に掲げる事業に要する事業費	百分の六十五

五 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業の工事であつて、農林水産大臣が当該工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の六十
六 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業に要する事業費（五の項に掲げるものに要する事業費（農業用用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する農業用用排水施設に係るものに要する事業費）を除く。）	百分の五十五
七 第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費	百分の五十
八 第五十条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用用排水施設の管理（法第九十条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて行うものに限る。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の三十
九 第五十条第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業の工事のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものに要する事業費をこの他の農用地の改良又は保全のため必要なものであつて、当該工事を一の土地表（この項及び改良事業として行うとすれば当該工事に係る施設の規模等又は受益地の地積からみて鹿児島県が行うことと相当とするものに要する事業費）	百分の十

五 第五十条第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業の工事のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものに要する事業費をこの他の農用地の改良又は保全のため必要なものであつて、当該工事を一の土地表（この項及び改良事業として行うとすれば当該工事に係る施設の規模等又は受益地の地積からみて鹿児島県が行うことと相当とするものに要する事業費）	百分の十
六 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業に要する事業費（五の項に掲げるものに要する事業費を除く。）	百分の三十
七 第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費	百分の五十
八 第五十条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用用排水施設の管理（法第九十条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて行うものに限る。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の三十
九 第五十条第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業の工事のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものに要する事業費をこの他の農用地の改良又は保全のため必要なものであつて、当該工事を一の土地表（この項及び改良事業として行うとすれば当該工事に係る施設の規模等又は受益地の地積からみて鹿児島県が行うことと相当とするものに要する事業費）	百分の十

事業費の区分	補助の割合
一 農業用用排水施設で老朽化したため又は周辺地域の自然的・社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの変更である事業費	百分の七十
二 農業用用排水施設の変更に要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）	三分の二
三 除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費	百分の五十五
四 事業費の区分	百分の六十五

事業費の区分	補助の割合
一 除塩事業に要する事業費（三の項に掲げるものを除く。）	百分の九十五
二 土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費	三分の二
三 除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費	百分の五十五
四 事業費の区分	百分の六十五

事業費の区分	補助の割合
一 除塩事業に要する事業費（三の項に掲げるものを除く。）	百分の九十五
二 土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費	三分の二
三 除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費	百分の五十五
四 事業費の区分	百分の六十五

事業費の区分	補助の割合
一 除塩事業に要する事業費（三の項に掲げるものを除く。）	百分の九十五
二 土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費	三分の二
三 除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費	百分の五十五
四 事業費の区分	百分の六十五

事業費の区分	補助の割合
一 除塩事業に要する事業費（三の項に掲げるものを除く。）	百分の九十五
二 土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費	三分の二
三 除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費	百分の五十五
四 事業費の区分	百分の六十五

一	農業用道路の新設又は変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の七十七 （第七十七条各号に掲げる者が行つては、百 分の九百五十）	百分の七十一 （第七十一条各号に掲げる者があつては、百 分の九百五十）	二	（一） 老朽用排水施設等整備事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の七十一 （第七十一条各号に掲げる者があつては、百 分の九百五十）
二	（二） 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の七十一 （第七十一条各号に掲げる者があつては、百 分の九百五十）	二	（一） 老朽用排水施設等整備事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の七十一 （第七十一条各号に掲げる者があつては、百 分の九百五十）	二
三	（二） 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、これらに要する費用の額が農林水産大臣が定める額以上の額であるものに要する事業費	百分の七十一 （第七十一条各号に掲げる者があつては、百 分の九百五十）	三	（一） 老朽用排水施設等整備事業に要する事業費（二の項の（一）に掲げるものを三分の一除く。）	百分の七十一 （第七十一条各号に掲げる者があつては、百 分の九百五十）	三
四	（一） 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費（二の項の（三）に掲げるものを除く。）	百分の六十九 （第七十一条各号に掲げる者があつては、百 分の九百五十）	四	（一） 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更に要する事業費（二の項の（二）に掲げるものを除く。）	百分の六十九 （第七十一条各号に掲げる者があつては、百 分の九百五十）	四
五	（二） 農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費（二の項の（三）及び三の項の（三）に掲げるものを除く。）	百分の六十九 （第七十一条各号に掲げる者があつては、百 分の九百五十）	五	（二） 農業用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに限る。七の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用排水施設に係るものに要する事業費	百分の六十九 （第七十一条各号に掲げる者があつては、百 分の九百五十）	五
六	（三） 農業用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに限る。七の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用排水施設に係るものに要する事業費（六の項に掲げるものを除く。）	百分の六十九 （第七十一条各号に掲げる者があつては、百 分の九百五十）	六	（三） 農業用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに限る。七の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用排水施設に係るものに要する事業費（六の項に掲げるものを除く。）	百分の六十九 （第七十一条各号に掲げる者があつては、百 分の九百五十）	六
七	（四） 農業用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに限る。七の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用排水施設に係るものに要する事業費（六の項に掲げるものを除く。）	百分の六十九 （第七十一条各号に掲げる者があつては、百 分の九百五十）	七	（四） 農業用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに限る。七の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用排水施設に係るものに要する事業費（六の項に掲げるものを除く。）	百分の六十九 （第七十一条各号に掲げる者があつては、百 分の九百五十）	七

別表第十五（第七十八条第一項の表離島の項関係
事実費）
（二分）

別表第十四（第七十八条第二項の表奄美群島の項関係）		事業費の区分	
		二農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であつて、その計画が農村基盤整備計画に即しているものに要する事業費	補助の割合 百分の五十五（第七十七条各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の六十）
四	二農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業を要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）	二農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業を要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）	百分の五十二（第七十七条各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の六十）
四	別表第十五（第七十八条第二項の表離島の項関係）	事業費の区分	補助の割合 三分の二
一	第一五十九条第一項第一号に掲げる事業であつて、本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るものに要する事業費	第一五十九条第一項第一号に掲げる事業であつて、本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るものに要する事業費	百分の六十
二	(一) 第五十条第一項第七号の七に掲げる事業に要する事業費 (二) 第五十条第一項第七号の八に掲げる事業に要する事業費	(一) 第五十条第一項第七号の七に掲げる事業に要する事業費 (二) 第五十条第一項第七号の八に掲げる事業に要する事業費	百分の五十五
三	(一) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (二) 第五十条第一項第二号に掲げる事業に要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）	(一) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (二) 第五十条第一項第二号に掲げる事業に要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）	百分の五十五
四	(四) 第五十条第一項第三号の二に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (五) 第五十条第一項第三号の三に掲げる事業であつて、これに要する費用の額が農林水産大臣が定める額以上の額であるものに要する事業費	(四) 第五十条第一項第三号の二に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (五) 第五十条第一項第三号の三に掲げる事業であつて、これに要する費用の額が農林水産大臣が定める額以上の額であるものに要する事業費	百分の六十
五	(六) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (七) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業であつて、農林水産大臣が当該事業の施行後における農用地の区画の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	(六) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (七) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業であつて、農林水産大臣が当該事業の施行後における農用地の区画の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	三分の二
六	(八) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業の工事であつて、農林水産大臣が当該工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（この項の（七）に掲げるものを除く。）	(八) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業の工事であつて、農林水産大臣が当該工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（この項の（七）に掲げるものを除く。）	百分の六十
七	(九) 第五十条第一項第五号の四に掲げる事業に要する事業費	(九) 第五十条第一項第五号の四に掲げる事業に要する事業費	百分の五十五
八	(十) 第五十条第一項第七号の二に掲げる事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が農用地の土壤又はかんがい用用排水の汚染の原因等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	(十) 第五十条第一項第七号の二に掲げる事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が農用地の土壤又はかんがい用用排水の汚染の原因等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の五十五
九	(十一) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業に要する事業費（三の項の（一）に掲げるものを除く。）	(十一) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業に要する事業費（三の項の（一）に掲げるものを除く。）	百分の五十五
十	(十二) 第五十条第一項第二号の四に掲げる事業であつて、農林水産大臣が開発して農用地とすることが適当な土地の地積を勘案して定める基準に該当するものの工事のうち地目変換に係るものに要する事業費	(十二) 第五十条第一項第二号の四に掲げる事業であつて、農林水産大臣が開発して農用地とすることが適当な土地の地積を勘案して定める基準に該当するものの工事のうち地目変換に係るものに要する事業費	百分の五十五

		(三) 第五十条第一項第三号の二に掲げる事業に要する事業費 (三の項の(四)に掲げるものを除く。)	
(四)	第五十条第一項第三号の三に掲げる事業に要する事業費 (三の項の(五)に掲げるものを除く。)		
(五)	第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費		
(六)	第五十条第一項第十一号に掲げる事業に要する事業費		
五	(一) 第五十条第一項第一号、第二号の三又は第七号の三に掲げる事業 (農業用用排水施設の新設、廃止又は変更に限る。)に要する事業費	百分の五十	
(二)	第五十条第一項第一号の二に掲げる事業に要する事業費		
(三)	第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費		
(四)	第五十条第一項第二号の二に掲げる事業であつて、法第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業によつて生じた土地について行うものに要する事業費		
(五)	第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費 (三の項の(六)に掲げるものを除く。)		
(六)	第五十条第一項第四号の三に掲げる事業に要する事業費		
(七)	第五十条第一項第五号の二若しくは第五号の三に掲げる事業又は同項第七号の三に掲げる事業 (区画整理に限る。)に要する事業費 (三の項の(七)及び(八)並びに六の項に掲げるものを除く。)		
(八)	第五十条第一項第七号の二に掲げる事業に要する事業費 (三の項の(十)に掲げるものを除く。)		
(九)	第五十条第一項第七号の三に掲げる事業 (農業用道路の新設又は変更に限る。)に要する事業費		
六	第五十条第一項第五号の三に掲げる事業であるて、農林水産大臣が当該事業の施行後における農用地の区画の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の四十五	
七	第五十条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用用排水施設の管理 (法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて行うものに限る。)であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の三十	
八	第五十条第一項第一号の二又は第二号の四に掲げる事業の工事のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものその他農用地の改良又は保全のため必要なものであつて、当該工事を一の土地改良事業として行うとすれば当該工事に係る施設の規模等又は受益地の地積からみて都府県が行うことを相当とするものに要する事業費	百分の三十五	

別表第十五の二（第七十八条第二項の表離島の項関係）

別表第十五の二（第七十八条第二項の表離島の項関係）		事業費の区分		九第五十条第一項第一号の二又は第二号の四に掲げる事業の工事のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものその他農用地の改良又は保全のため必要なものに要する事業費（八の項に掲げるものを除く。）	
別表第十五の三（第七十八条第二項の表離島の項関係）		事業費の区分		補助の割合	
一 農業用排水施設で老朽化したため又は周辺地域の自然的・社会的条件の変化等に起因して、脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの変更である事業費	二 農業用排水施設の変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（この項の（二）に掲げるものを除く。）	三 農業用排水施設の変更であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）	四 農業用排水施設で老朽化したため又は周辺地域の自然的・社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの変更に要する事業費（一の項及び二の項の（一）に掲げるものを除く。）	五 農業用排水施設の変更に要する事業費（一の項から三の項までに掲げるものを除く。）	百分の五十五 百分の五十二 百分の五十一 百分の五十
一 除塩事業に要する事業費（四の項に掲げるものを除く。）	二 土地改良施設の突発事故被害の復旧であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費	三 土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費（二の項に掲げるものを除く。）	四 除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地に受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費	五 除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地に受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の九十 百分の六十 百分の五十 百分の六十
一 農業用道路の新設又は変更であつて、本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るものうち農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	二 特定地域基盤整備事業に要する事業費	三 農業用道路の新設又は変更であつて、農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	四 特定地域農用地防災土地改良施設整備事業に要する事業費	五 特定地域農用地防災土地改良施設整備事業に要する事業費	六 百分の六十 百分の六十 百分の六十 百分の六十 百分の六十 百分の六十
一 農業用道路の新設又は変更であつて、農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	二 特定地域農用地防災土地改良施設整備事業に要する事業費	三 農業用道路の新設又は変更であつて、農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	四 特定地域農用地防災土地改良施設整備事業に要する事業費	五 特定地域農用地防災土地改良施設整備事業に要する事業費	六 百分の六十 百分の六十 百分の六十 百分の六十 百分の六十 百分の六十

八	七	六	五	四	三	二	一	十	九
(二) 農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費	(二) 農業用排水施設等整備事業に要する事業費(二)の項の(二)及び五の項の(二)に掲げるものを除く。)	(二) 農業用排水施設等整備事業に要する事業費(二)の項の(二)及び五の項の(二)に掲げるものを除く。)	(二) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、交換分合又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業に要する事業費(一)の項から四の項まで、この項の(二)から(四)まで及び六の項から九の項までに掲げるものを除く。)	(二) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の施設の新設、廃止又は変更又は区画整理であつて、公害等防除事業(農業用排水施設その他の施設の管理及び廃止を除く。)と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費(二)の項の(二)に掲げるものを除く。)	(二) 農業用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用排水施設に係るものに要する事業費(二)の項の(二)に掲げるものを除く。)	(二) 農業用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する農業用排水施設に係るものに要する事業費(二)の項の(二)に掲げるものを除く。)	(二) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費(二)の項の(二)及び五の項の(二)に掲げるものを除く。)	(二) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費(二)の項の(二)及び五の項の(二)に掲げるものを除く。)	(二) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費(二)の項の(二)及び五の項の(二)に掲げるものを除く。)
百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の四十	百分の三十	百分の三十	百分の三十	百分の三十	百分の三十
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百

(二) 農用地の土壤侵食による農用地又は土留工その他の施設の新設又は変更で農用地の土壤侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められかつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費(二)の項の(二)に掲げるものを除く。)	(二) 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費(二)の項の(二)に掲げるものを除く。)	(二) 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、これらに要する費用の額が農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用排水施設に係るものに要する事業費(二)の項の(二)に掲げるものを除く。)	(二) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費(二)の項の(二)及び五の項の(二)に掲げるものを除く。)						
百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の三十	百分の三十	百分の三十	百分の三十	百分の三十	百分の三十
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百
百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の三十	百分の三十	百分の三十	百分の三十	百分の三十	百分の三十

の項の(二)、四の項、五の項の(四)、六の項の(三)及びこの項の(三)に掲げるものを除く。)

(三) 公害等防除事業に要する事業費(四の項に掲げるものを除く。)

(四) 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設、廃止若しくは区画整理であつて、公害等防除事業(農業用排水施設その他の施設の管理及び廃止を除く。)と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費(二)の項の(二)に掲げるものを除く。)

(三) 公害等防除事業に要する事業費(四の項に掲げるものを除く。)

(四) 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設、廃止若しくは区画整理であつて、公害等防除事業(農業用排水施設その他の施設の管理及び廃止を除く。)と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費(二)の項の(二)に掲げるものを除く。)